

洞 爺 湖 町 議 会 平 成 2 6 年 9 月 会 議

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 6 年 9 月 1 6 日 (火 曜 日) 午 前 1 0 時 開 議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告について
- 日程第 3 行政報告について
- 日程第 4 報 告 第 8 号 総務常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第 5 報 告 第 9 号 経常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第 6 同 意 第 4 号 洞爺湖町表彰条例に基づく表彰について同意を求めることについて
- 日程第 7 報 告 第 4 号 健全化判断比率の報告について
報 告 第 5 号 資金不足比率の報告について
- 日程第 8 議 案 第 4 2 号 洞爺湖町営バス運行条例の制定について
- 日程第 9 議 案 第 4 3 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 1 0 議 案 第 4 4 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 1 1 議 案 第 4 5 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 2 議 案 第 4 6 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 3 議 案 第 4 7 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 4 議 案 第 4 8 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 5 認 定 第 1 号 平成 2 5 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について
認 定 第 2 号 平成 2 5 年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について
認 定 第 3 号 平成 2 5 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について
認 定 第 4 号 平成 2 5 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定について
認 定 第 5 号 平成 2 5 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について
認 定 第 6 号 平成 2 5 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認

定について

認定第7号 平成25年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の
認定について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告について
- 日程第 3 行政報告について
- 日程第 4 報告第8号 総務常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第 5 報告第9号 経常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第 6 同意第4号 洞爺湖町表彰条例に基づく表彰について同意を求めることについて
- 日程第 7 報告第4号 健全化判断比率の報告について
報告第5号 資金不足比率の報告について
- 日程第 8 議案第42号 洞爺湖町営バス運行条例の制定について
- 日程第 9 議案第43号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第10 議案第44号 平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第11 議案第45号 平成26年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第46号 平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第47号 平成26年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第48号 平成26年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第15 認定第1号 平成25年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について
認定第2号 平成25年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について
認定第3号 平成25年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について
認定第4号 平成25年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定について
認定第5号 平成25年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について
認定第6号 平成25年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定について

認定第7号 平成25年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の
認定について

出席議員（14名）

1番	宮田敏夫君	2番	小松晃君
3番	松井保明君	4番	立野広志君
5番	板垣正人君	6番	佐々木良一君
7番	篠原功君	8番	岡崎訓君
9番	下道英明君	10番	越前谷邦夫君
11番	沼田松夫君	12番	大西智君
13番	七戸輝彦君	14番	千葉薫君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	真屋敏春君	副町長兼 洞爺総合 支所長	八木橋隆君
総務部長 兼住民 課長	遠藤秀男君	経済部長 兼建設 課長	森寿浩君
会計管理 者兼会計 課長	庄子俊悦君	洞爺総合 支所副 支所長	大西康典君
総務課長	毛利敏夫君	企画防災 課長	鈴木清隆君
税務財政 課長	伊藤里志君	健康福祉 課長	皆見亨君
健康福祉 センター長	山本隆君	観光振興 課長兼 洞爺湖温 泉支所長	澤登勝義君
火山 科学館長	木村修君	産業振興 課長	佐藤孝之君
環境課長	室田米男君	上下水道 課長	八反田稔君
シオパ-ク 推進課長	武川正人君	庶務課長	藤川栄治君

農業振興 課長	杉	上	繁	雄	君	教育長	網	嶋	勉	君	
管理課長 兼学校給 食センター長	天	野	英	樹	君	社会教育 課長	永	井	宗	雄	君
代 表 監査委員	宮	崎	秀	雄	君						

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐	藤	久	志	庶務係	猪	股	幸	子
議事係	平	間	義	陸					

開議の宣告

議長（千葉 薫君） おはようございます。

ただいまから、洞爺湖町議会平成26年9月会議を開会いたします。

現在の出席議員数は、14名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

会議録署名議員の指名について

議長（千葉 薫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、1番、宮田議員、2番、小松議員を指名いたします。

諸般の報告について

議長（千葉 薫君） 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。

ここで、議会運営委員会の所管事務調査の報告を願います。

佐々木委員長。

議会運営委員会委員長（佐々木良一君） おはようございます。

議会運営委員会の所管事務調査報告をいたします。

本委員会は、平成26年9月会議の運営について委員会を開催いたしました。調査日が26年9月8日。

出席委員、私、下道副委員長、宮田委員、小松委員、板垣委員、大西委員でございます。

委員外として、千葉議長、七戸副議長、説明員として、八木橋副町長の出席をいただいております。

結果につきましては、洞爺湖町議会平成26年9月会議本会議を開催いたします。会議期間については9月16日から9月26日までとするものでございます。

議事日程については、裏面に記載しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

以上、議会運営委員会の所管事務調査報告を終わります。

議長（千葉 薫君） 以上で、諸般の報告を終わります。

本会議の会議期間については、本日から26日までといたしますので、議会運営にご協力をお願い申し上げます。

行政報告について

議長（千葉 薫君） 日程第3、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

初めに、町長の行政報告を許します。

真屋町長。

町長（真屋敏春君） 平成26年9月16日、洞爺湖町議会、平成26年9月会議。町の行政報告を申し上げます。

まず、一つ目に、寄附についてでございます。

このたび、次の方々より寄附の申し出があり、ご厚志に添うよう、ありがたく受納いたしました。

一つ目として、金品の寄附でございます。

アとして、室蘭市中島町2丁目1番1号、有限会社イチカワホーム、代表取締役市川友義氏、金額は10万円でございます。

次に、洞爺湖町清水60番地、佐々木勝敏氏、金額1万5,000円でございます。

次に、洞爺湖町青葉町4番地8、太田熊一氏、金額2,000円でございます。

次に、洞爺湖町月浦120番地、宮崎美枝子氏、金額5万円でございます。

二つ目に、金品の寄附でございまして、ふるさと納税寄附金として、これは個人匿名でございまして321件、金額で669万5,000円でございます。

二つ目に、平成26年度洞爺湖町表彰式に係る被表彰者の選考についてでございます。

長年にわたり、まちづくりの各般においてご尽力され、功績のあった方々の表彰を11月3日の文化の日に執り行いますが、本年度の被表彰者の選考について、8月21日に表彰審議会に審問し、同審議会において慎重な審議がなされ答申をいただきました。

なお、功労表彰者につきまして、本議会に同意議案を提案しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

三つ目として、姉妹都市提携50周年記念式典についてでございます。

去る7月26日に、神奈川県箱根町と洞爺湖町が昭和39年7月に姉妹都市提携を締結して、50年を迎え、箱根町長並びに箱根町議会議長を初め、箱根町から24名をお迎えし、洞爺湖文化センターで記念式典を開催いたしました。

式典には、箱根町の皆様と町内各産業団体、自治会、関係団体の皆様や町民を含め約300名が出席され、半世紀に及ぶ交流を振り返り、永久の友情を誓い合いました。

式典では、「両町は提携の精神とこれまでの交流の足跡を尊重し、またこれを誇りとして将来に向け、さらに子々孫々に継承していくことを誓う」という宣誓書に両町長の署名を行った後、記念品の交換、来賓からの祝辞や箱根町民からのビデオレターの披露が行われました。

式典後には、洞爺湖温泉公園で箱根町の木である山桜3本の記念植樹を行いました。その後、洞爺湖温泉街のホテルにおいて、約230名が出席し、記念レセプションを行い、往年の話などで親睦を深めました。

今後とも、両町の歴史と文化、自然、産業等を尊重しながら、幅広い分野における交流を推進し、さらに姉妹の絆を深め、個性のある地域づくり、活力あるまちづくりに努めてまい

りたいと考えております。

このたびの記念式典に来庁されました箱根町山口町長、西村議長初め、皆様には厚くお礼を申し上げますとともに、式典等に参加されました出席されました町民を初め、関係者の皆様には感謝を申し上げます次第であります。

四つ目に、台風11号における暴風雨に伴う災害についてでございます。

8月10日夜半からの台風11号接近により、北海道全域で暴風雨となり、浸水や倒木、広域的な停電等の災害が発生しました。当町においても10日夜から暴風雨が発生し、暴風雨や倒木による家屋の破損、農作物の倒状被害及び一部地域での停電があり、詳細な被害状況については次のとおりとなっております。

幸い、農作物の収穫には問題がないとの報告を受けておりますが、収穫時期を迎える作物への被害であり、心配しているところであります。

今回の台風11号は、降雨量が250ミリ程度と予想されておりましたが、降雨量が少なく、大きな被害にはならなかったものの、これから秋を迎える降雨量が多くなる時期にもなりますので、気象庁や胆振総合振興局と連携をとり、的確な情報収集を行い、災害を最小限に絞り、防災対策を講じてまいります。

被害の状況でございますが、建物被害、被害の内容倒で倒木による一般住宅の破損、これが2棟ございまして、虻田地区2棟でございます。また、暴風雨による車庫破損、これが1棟で、虻田地区1棟でございます。

農作物の被害でございますが、スイートコーン1,460アール倒状でございます。白花豆が10アール倒状、大福が50アール倒状でございます。

また、停電でございますが、月浦地区、旭浦地区180戸、10日午後6時ころから1分間、停電をいたしました。また、財田地区、川東地区、こちらのほうは66戸、これが11日午前零時から30分間停電をしております。

公共施設の関係では、虻田小学校校舎の屋根剥離、これが一部ございました。また、旧大原小学校体育館の屋根剥離、これが一部ございました。

五つ目に、し尿処理手数料の着服被害額の確定についてでございます。

伊達市に委託して実施しておりますし尿処理業務において、伊達市から収集運搬及び手数料徴収業務の一部を受託している業者の従業員が手数料を着服していた問題について、このほど次のとおり被害手数料額が確定いたしました。

最終確定額でございますが365件、金額で136万4,580円、うち洞爺湖町区域分が143件で、金額で46万3,260円、被害手数料額は業者から伊達市に支払われ、平成26年度の各市町村のし尿処理負担金の中で精算することとしております。

伊達市では、各種の不正防止対策を講じているところですが、当町といたしましても伊達市と連携し、し尿処理業務を的確に運営してまいります。

六つ目に、西いぶり広域連合における損害賠償請求訴訟についてでございます。

第2回西いぶり広域連合議会定例会が9月2日に開催され、平成25年度に廃棄物処理施設

の運転管理経費の不足額に対して暫定的な貸し付けとして支出した特例委託費は、同施設の建設工事請負事業者の性能保障責任の不履行による損害であるとして、その賠償を求めるため、このほど東京地方裁判所に新たな訴えを提起することを決定いたしました。

同施設の性能保障責任にめぐっては、本年3月に覚書確認無効請求訴訟の一審判決で却下となっておりますが、同連合では運転保守管理経費の不足額にかかる負担責任の所在について判断がなされていないこととしており、今回、請求の趣旨を変更し、損害賠償請求として提訴することとしたものであります。

なお、本訴訟にかかる経費のうち、当町負担につきまして本議会へ補正予算を提出しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

七つ目に、各種事務事業の取り組み状況についてでございます。

前会議から本会議までの各種事務事業の取り組み状況について、次のとおり報告いたします。

朗読については、省略をさせていただきます。

以上でございます。

議長（千葉 薫君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、教育長の行政報告を許します。

網嶋教育長。

教育長（網嶋 勉君） 教育委員会の行政報告を申し上げます。

まず、一つ目でございます。寄附についてでございます。

このたび、次の方々より寄附の申し出があり、ご厚志に添うよう、ありがたく受納いたしました。

図書の寄付でございます。伊達市竹原町7番地30、松本允子氏、150冊、洞爺湖町栄町29番地の2、大久保敏光氏、44冊、同じく旭町30番地の12、笠井誠氏、1冊、同じく本町193番地、三河玲子氏、450冊。

次に、物品の寄贈でございます。

洞爺湖町高砂町37番地62、土屋美代子氏、碁盤と碁石でございます。

二つ目といたしまして、洞爺湖町内小中学校の適正配置に係る素案についてでございます。

町内小中学校の適正配置について、洞爺湖温泉小学校、洞爺湖温泉中学校、とうや小学校及び洞爺中学校の保護者の皆様と懇談会を本年2月と5月に開催し、保護者の皆様のご意見などを踏まえ、このたび洞爺湖町内小中学校の適正配置に係る素案を取りまとめました。

素案においては、町内小学校及び中学校それぞれに対する考え方や個別の小中学校の考え方などを示しています。

今後は、この素案に基づいて保護者や地域の皆様と協議を行い、適正配置について一定の結論を得るよう取り進めてまいります。

三つ目といたしまして、各種事務事業の取り組み状況についてでございます。

前議会から本議会までの各種事務事業の取り組み状況については、次のとおり報告いたし

ます。なお、朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

議長（千葉 薫君） 以上で、行政報告を終わります。

報告第8号の上程、報告、質疑

議長（千葉 薫君） 日程第4、報告第8号総務常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

総務常任委員会から報告の申し出があります。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会の所管事務調査報告を受けることに決定をいたしました。

総務常任委員長の発言を許します。

小松委員長。

総務常任委員会委員長（小松 晃君） おはようございます。読み上げて報告をします。

報告第8号所管事務調査報告書。

平成26年9月16日、洞爺湖町議会議長、千葉薫様、総務常任委員会委員長、小松晃。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

1、調査事項、国指定史跡鷲ノ木遺跡出土の環状列石について。大船遺跡について。函館市縄文文化交流センターについて。

2、調査日、平成26年7月23日。

3、出席委員、私、立野副委員長、下道委員、越前谷委員、沼田委員、七戸委員。

4、随員は、社会教育課の角田主幹でございます。

5、視察の対応者としては、森町の片野副町長、森町議会、野村議長でございます。

6、説明員では、森町教育委員会社会教育課、金丸課長、社会教育課文化財保護係、阿部係長、高橋主任、加藤主任、函館市縄文文化交流センター、阿部参事、福田主査でございます。

7、調査の概要。

一つ目に、調査の目的。北海道・北東北の縄文遺跡群を世界遺産にと関係する4道県や市町が組織を立ち上げ動き出してから7年、昨年、本年と文化審議会の世界文化遺産候補推薦が見送られた。来年とは奮起しているところであるが、その一方で私たちは世界遺産登録を目指す18遺跡のうち、入江・高砂貝塚、北黄金貝塚くらいしか知りません。すなわち、18分の2しか知らない。これでは縄文を語れないと、せめて道内にある遺跡は知っておこう、できれば18分の2を18分の6にしたいという考えから調査を行いました。

時間的な制約もあり、当日は森町の鷺ノ木遺跡と函館市の大船遺跡、函館市縄文文化交流センターを調査した。

(2) 遺跡等の概要。

鷺ノ木遺跡、約4,000年前の環状列石と竪穴墓域で37メートル掛ける34メートルのほぼ円形な配石からなるお墓と考えられています。平成14年の北海道縦貫自動車道建設に伴う発掘調査中に発掘されたもので、町の担当者はこの調査がなければいまだ発見されていなかったのではないかと話しておりました。発見されてから年数が浅いため、現段階では整備半ばといった状況です。

大船遺跡、約5,000年前の大規模な集落跡で、100棟以上の竪穴建物跡が発見されている。これは、安定して生活ができる恵まれた自然環境であったことから、1,000年以上の長期間集落が営まれていたことを示している。多量の出土品や遺構から、東北地方や北海道中央部との活発な交易が行われていた地域の拠点集落として栄えたことがうかがえます。

函館市縄文文化交流センター、平成23年10月オープンと新しく道の駅を併設した施設です。建物の大きさ、展示品の多さに驚いたことと、約3,500年前の墓から出土し、国宝に指定された土偶にも感動させられました。

8、調査の結果。

(1) 調査の結果、視察では、遺跡2カ所、資料館、縄文文化交流センター1カ所であったが、4,000年前、5,000年前と言われる文化に触れ、改めて縄文文化のすばらしさを感じさせられたところです。また、できれば残る道内の2施設も調査したいと思っています。

北海道北東北の縄文遺跡群を知ることで、世界遺産登録に向け町民にも理解の得られる説明もできることや、行政や学会だけでなく、議会も後押しのできるものと思います。

また、遺跡群所在の議会の交流を図る必要性も感じたところです。

(2) 入江貝塚・入江高砂貝塚館も整備されてから16年と少しずつ傷みが目立ってきていることから、高砂貝塚の整備と平行して入江貝塚の整備、それから貝塚館の増改築リニューアル、展示ケースの近代化を図り、修学旅行等、多くの集客できる施設に改善する必要性も感じられたところであります。

以上でございます。

議長(千葉 薫君) 報告を受けましたが、確認程度の質疑は受けたいと思います。

ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(千葉 薫君) なしと認めます。

ご苦労さまです。

以上で、総務常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

報告第9号の上程、報告、質疑

議長(千葉 薫君) 日程第5、報告第9号経済常任委員会所管事務調査報告についてを議

題といたします。

経済常任委員会から報告の申し出があります。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、経済常任委員会の所管事務調査報告を受けることに決定をいたしました。

経済常任委員長の発言を許します。

板垣委員長。

経済常任委員会委員長（板垣正人君） おはようございます。

読み上げて報告したいと思います。

所管事務調査報告書。

平成26年9月16日、洞爺湖町議会議長、千葉薫様、経済常任委員会委員長、板垣正人。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

所管事務調査その1。

- 1、調査事項、地域おこし協力隊について。
- 2、調査日、平成26年7月11日。
- 3、出席委員、板垣、大西副委員長、宮田委員、松井委員、篠原委員。
- 4、説明員等は、産業振興課、佐藤課長。
- 5、調査結果。

本年度において、第2回目の募集にて1名の採用という現状であり、町の求めているものと応募者の思いにギャップが相当あるものと感じられる。ほかの自治体においても、実施している事業であり、平成29年度までの3年間の事業であることから、今後の事業推進に当たっては町としても採用条件や待遇などの見直しをするなどして、事業の推進に取り組んでいく必要がある。

所管事務調査その2。

- 1、調査事項、とうやマルシェについて。
- 2、調査日、平成26年7月21日。
- 3、出席委員、板垣、大西副委員長、宮田委員、松井委員、篠原委員。
- 4、説明員等は、産業振興課、佐藤課長。
- 5、調査結果。

平成24年から洞爺湖周辺の農畜産物、水産物及び加工品などの地場産品の販売を行うとともに、店内にて加工品製造も行うなど、種々の取り組みを実施し、販売促進に鋭意努力しているところであるが、当初の目的である地場産品を生かした地産地消による観光、産業振興への効果が高いとは言いがたい。現況を見た中で、検証していく時期でもあると思われるこ

とから、今後を見据えた経営計画に対して、町からの積極的な助言指導などが必要である。
所管事務調査その3。

1、調査事項、洞爺湖町6次産業化推進検討会について。

2、調査日、平成26年7月11日。

3、出席委員、板垣、大西副委員長、宮田委員、松井委員、篠原委員。

4、説明委員等、農業振興課、杉上課長。

5、調査結果、地域資源を活用して農山漁村の雇用創出と所得向上を目指す6次産業化について、現在まで検討会を3回と研修会なども開催しているようであるが、6次産業化への取り組みを希望する農業者が少ないということであり、町における積極的な取り組みと農業者への丁寧な説明が必要である。

以上でございます。

議長（千葉 薫君） 報告を受けましたが、確認程度の質疑は受けたいと思います。ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） なしと認めます。ご苦労さまでした。

以上で、経済常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

同意第4号の上程、説明、質疑、採決

議長（千葉 薫君） 日程第6、同意第4号洞爺湖町表彰条例に基づく表彰について同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 同意第6号洞爺湖町表彰条例に基づく表彰について同意を求めることについてでございます。

洞爺湖町表彰条例（平成18年洞爺湖町条例第161号）第3条の規定により、下記の者を表彰することにつき、議会の同意を求めるものでございます。

今回の功労表彰でございますが、公益功労が4名、教育文化功労が1名、自治功労が2名、合計で7名の方が受賞されます。

まず、公益功労でございます。洞爺湖町香川123番地、香川貞雄氏、昭和7年5月8日生まれ、82歳でございます。次に、洞爺湖町洞爺湖温泉124番地、若狭洋市氏、昭和19年6月9日生まれの70歳でございます。同じく公益功労でございます、札幌市西区山の手1条10丁目2番1の303号、濱野浩二氏でございます、昭和25年4月9日生まれの64歳でございます。同じく公益功労、洞爺湖町成香464番地、菊池博氏、昭和24年6月1日、65歳でございます。

次に、教育文化功労でございます。洞爺湖町高砂町107番地60、鈴木良彦氏、昭和11年2月28日生まれの78歳でございます。

次に、自治功労でございます。洞爺湖町洞爺町402番地33、蓮井勇氏、昭和10年6月6日、

79歳でございます。同じく自治功労、洞爺湖町表彰区分でございます、公益功労でございます。同じく自治功労、洞爺湖町洞爺町166番地6、板東賢一氏、昭和28年1月22日生まれの61歳でございます。

それでは、議案説明資料より、受賞者の功績などについての概要についてご説明を申し上げます。

1ページでございます。初めに、公益功労を受賞されます香川貞雄氏のご功績でございますが、昭和47年から平成10年までの26年の長きにわたり、洞爺村民生委員、児童委員として援助を必要とする対象者への適切な支援に尽くされ、地域福祉の向上に貢献された功績はまことに顕著であり、また、平成20年から老人クラブ連合会理事として組織の発展と会員の社会参加、生きがい対策の推進に尽力され、社会福祉の増進に貢献をされております。

次に、同じく公益功労を受賞されます若狭洋市氏のご功績でございます。昭和54年から平成26年までの35年の長きにわたり、洞爺湖温泉観光協会の会長などの要職を歴任し、噴火災害等による幾多の観光低迷期を乗り越えるべく先頭に立ち、観光振興に尽力され、洞爺湖温泉観光の確固たる基盤づくりや人材の育成に貢献された功績はまことに顕著であります。

また、平成24年から洞爺湖温泉利用共同組合代表理事として温泉水の安定供給、さらにはバイナリー発電等の新たな事業展開を図るなど、地域経済の振興発展に多大な貢献をされております。

次に、同じく公益功労を受賞されます濱野浩二氏のご功績でございますが、昭和50年から平成26年までの39年の長きにわたり、洞爺湖温泉観光協会理事長などの要職を歴任され、噴火災害等による観光低迷期を乗り越えるべく先頭に立ち観光振興に尽力され、洞爺湖温泉観光の確固たる基盤づくりや国内外の旅客誘致に貢献された功績はまことに顕著であります。

次に、同じく公益功労を受賞されます菊池博氏のご功績でございますが、平成3年から平成23年までの20年のながきにわたり、クリーン協議会、クリーン農産物研究会長、洞爺湖クリーン農業協議会長として土づくりを基本とした地力向上、クリーン農業の調査研究を推進し、農産物の進出及び収量の向上、農業資材のリサイクル推進に取り組み、地域におけるクリーン農業の発展に尽力をされました。

また、指導農業士として後継者の育成、研修生の受け入れなど、農業の振興に多大なる貢献をされました。

次に、教育文化功労を受賞されます鈴木良彦氏のご功績でございますが、昭和51年から平成26年までの32年の長きにわたり、虻田町体育指導員、洞爺湖町スポーツ指導員として幅広い年齢層のスポーツ活動の促進、教育機関、行政機関の実施する各種行事に積極的に参画され、スポーツの推進に尽力され、また各スポーツ少年団組織の育成や実技指導など、体育振興と町民の健康増進に多大なる貢献をされたところでございます。

次に、自治功労を受賞されます蓮井勇氏のご功績でございますが、平成12年から平成26年までの13年の長きにわたり、教育委員会委員長として学校教育の充実、生涯学習の推進、芸術文化の振興に尽力され、また平成18年の町村合併後の教育行政の振興発展に多大なる貢献

をされました。

同じく自治功勞を受賞されます板東賢一氏のご功績でございますが、昭和46年から平成26年までの42年の長きにわたり、洞爺消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産の保護に大きく貢献をされ、その功績はまことに顕著であります。

なお、参考資料として、平成26年度洞爺湖町表彰条例に基づく被表彰者名簿を配付させていただきましたので、後ほどお目通しをいただきたいと思ひます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。確認程度の質疑としたいと思ひます。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りをいたします。

本件は、人事案件でありますので討論を省略したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定をいたしました。

これから、同意第4号洞爺湖町表彰条例に基づく表彰について同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

議長（千葉 薫君） 起立全員であります。

したがって、同意第4号洞爺湖町表彰条例に基づく表彰について同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

報告第4号から報告第5号までの上程、説明、質疑

議長（千葉 薫君） 日程第7、報告第4号健全化判断比率の報告についてから、報告第5号資金不足比率の報告についてを一括して議題といたします。

一括して報告を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） それでは、報告第4号健全化判断比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に

より、平成25年度決算に基づく財政の健全化判断比率を別紙のとおり監査委員の意見を付して報告するものでございます。

それでは、次のページ、健全化判断比率の状況（平成25年度）でございます。

市区町村名の次の欄、実質赤字比率、連結赤字比率につきましては発生していない状況でございます。

実質公債費比率につきましては前年度の18.7%から16%に改善し、地方債許可団体から協議団体の意向基準であります18%未満を達成したところでございます。

次に、将来負担比率でございますが、91.1%でございます。前年度の114.7%から大幅な改善をしております。なお、5ページの平成25年度普通会計財政健全化審査意見書における是正改善を要する事項のご指摘を踏まえまして、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、議案6ページの報告第5号資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく公営企業会計にかかる資金不足比率を別紙のとおり、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

次のページ、資金不足比率の状況（平成25年度）でございます。資金不足比率につきましては、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計、3会計とも発生していない状況でございます。なお、9ページ、平成25年度公営企業会計経営健全化審査意見書においては、是正改善を要する事項については特に指摘すべき事項はないとされたところでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（千葉 薫君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

3番松井議員。

3番（松井保明君） ページ数は5ページです。ちょうど真ん中のところに、将来負担比率とあります。これは、右のほうに行きますと財政再生基準というのがありまして、要するに上というよりも、いわゆる財政再生基準については実質公債費率まで載っておりますけれども、将来負担比率のところでの基準というのが数字的に出ていないのですけれども、これは何かちょっと無理なのか、それとも必要がないということなのか、ちょっとその辺、説明お願いしたいと思います。

議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

税務財政課長（伊藤里志君） これにつきましては、国のほうで定めました健全判断比率に基づいて、将来負担比率については財政健全化基準というものしか示されていないというところでございます。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） 要するに、そうすると国が示していないためにこれに載せられなかったということでもいいですか。

議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

税務財政課長（伊藤里志君） 健全化判断比率につきましては、これは法律で決まっているものでありまして、法律に基づいてこれに早期健全化基準というものしかないということでございます。

議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

4番立野議員。

4番（立野広志君） 詳しくは決算審査の中でということになると思うのですが、ここでちょっと概要だけ説明いただきたいのですけれども、今回、出されたように実質公債費比率が目標としてきた18%を下回って、同時に公営企業会計では91.9%と改善されているという状況であります。簡単にいってこういったいわば目標を大幅に下回る、目標を下回るといのはおかしいのですけれども、目標よりも下回った比率になってきた、その要因としては何だったのかということを中心に簡単に説明いただいて、詳しくは決算のほうでお聞きしたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（千葉 薫君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） 残念ながら私どもの町は、平成21年財政の健全化団体の指定を受け、それ以降、いわゆる計画にのっとって財政の健全化を目指し、切り詰めるところは切り詰め、そして公債費を伸ばさないため、借り入れを抑制し、大幅に抑制し、そして歳出面では切り詰めるところということで、職員の人件費を相当、切り詰めさせていただきました。

また、その間、住民の皆さんにそれぞれ傷みを分かち合っていただくということで、行政サービス、極端な行政サービスの低下につながらないようにあらゆる面で行政配慮をしてきたところでございまして、何とかその内容が今回の数字にあらわれてきたのかなというところでございます。

なお、しかし、これから先もいわゆる私どもの町は地方交付税に頼るところが非常に大きい団体でございますので、さらなる財政運営をしていかなければならないかなというふうに思っておりますが、当面はこの国の示す法律の中の数値を下回ったということで、今年度以降につきましては、新たな今までできなかった、やりたくてもできなかった事業に着手していかなければならない。さらには、それがまた財政を圧迫するようなことになってはいけないということもございまして、しっかりしたまちづくり基本計画にのっとりながら、これから事業を遂行していかなければならないなというふうに考えているところでございます。

議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） これで質疑を終わります。

これで報告第4号健全化判断比率の報告についてから、報告第5号資金不足比率の報告についてまでの報告を終わります。

議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（千葉 薫君） 日程第 8、議案第42号洞爺湖町町営バス運行条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第42号洞爺湖町営バス運行条例の制定についてでございます。洞爺湖町営バス運行条例を次のように定めるものでございます。

条例制定の趣旨でございます。

利便性を高め、持続可能な地域公共交通の構築に向け、地域公共交通活性化協議会において策定をいたしました交通ネットワーク契約に基づき、洞爺地区の福祉バスをコミュニティーバスに転換することから、国土交通大臣の行う登録を受けるため、地方自治法の規定に基づき町営バス運行条例を制定するものでございます。

以下、各条についてご説明を申し上げます。

まず、第 1 条設置でございます。

住民の運送体系を整備し、公共の福祉を増進するため洞爺湖町営バスを設置するものでございます。

次に、第 2 条定義でございますが、第 1 号では、洞爺地区の高台及び市街地を運行する路線バスについて、第 2 号につきましては岩屋、財田地区を予約による運行するデマンドバスについてそれぞれ用語の意味を定めたものでございます。

次に、第 3 条運行区間でございますが、路線バスの路線名運行区間経由地を13ページの別表第 1 のとおり定め、デマンドバスにつきましては、その路線名を同じく13ページの別表第 2 で運行範囲につきましては規則で定めるものでございます。

次に、第 4 条指定管理者による管理でございますが、町営バスの運行管理は指定管理者に行わせることとし、第 2 項では指定管理者の町営バスの管理、効率的運用義務について定めたところでございます。

次に、第 5 条指定管理者が行う業務でございますが、指定管理者の業務の範囲を第 1 号から第 3 号まで定めたものでございます。

次に、第 6 条運行方法等でございますが、町営バスの運行は道路運送法の規定に基づく有償運送とし、町営バスの運行に便数、運行、時刻、停留所については規則で定めるものとしたところでございます。

また、第 3 項では、指定管理者が特に必要と認めるときは、町長の承認を受け、臨時運行、運休、運行時刻、便数を変更することができるものと定めたものでございます。

次に、第 7 条運賃でございますが、運賃の額は別表第 3 に定めるものとし、乗車 1 回につき160円とし、その支払い方法は規則で定めるとしたところでございます。

次に、第 8 条運賃の免除及び第 9 条運賃の割引でございますが、小学校就学前までの乳幼児及び町長が特に必要と認められた場合は、その運賃を免除するものとし、小学生並びに身体障がい者手帳、養育手帳の交付を受けている利用者については、介護人を含めその運賃を半額

に割り引くものと定めたものでございます。

次に、第10条手回り品、第11条利用の制限、第12条損害賠償につきましては、運行に当たって利用者に課せられる制限、義務などについて定めたものでございます。

次に、第13条でございますが、指定管理者に課する業務上の秘密保持義務について、第14条では町による管理についてそれぞれ定めたところでございます。

次に、第15条では規則への委任について、第16条では不正行為により、運賃の支払いを免れた者に対する過料について、それぞれ定めたところでございます。

附則でございます。この条例は、平成26年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。

沼田議員。

11番（沼田松夫君） 私、二つほどお聞きしたいのです。勉強不足で申しわけございません。

第5条の3項（3）の部分です。町長のみの権限に属する業務とはどういうことを言うのだろうか、これが一つです。

それからもう一つは、第9条の身体障がい者というのは私もある程度わかっていたつもりだったのですが、療育手帳制度要綱というのは、これは法律ではないのだそうで、各自治体で独自に決めてもいいのだというようなことの解説を見たのですが、よくわからないのです。この点、身体障がい者が何人いて、手帳何人もらっているのか、療育手帳というのはどの程度発行して、何人いるのかというのがわかれば教えていただきたいと思います。

議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 第5条の（3）各号に挙げる者のほか、町営バス運行管理に関する業務のうち、町長のみの権限に属する業務を除く業務というところですが、まず運行に関しての維持、運行の部分に関しては委託した業者の方をお願いをする形です。

車両の管理に関しても、日常の関係に関しては委託業者がする部分ですが、その他車検とか、そういう部分での経費等、その他かかる経費に関して、また業務に関して町が行うものとして町長がという部分での明言にしているところでございます。

また、第9条の療育手帳制度の要綱でありますけれども、これの部分に関してはこちらにも書いております厚生省の通知の部分で、療育手帳というのを発行を、これは国の部分で認められている部分でやっているものと思います。

対象に関しましては、知的障がい者等の療育手帳の部分を行っているものでございまして、町内にちょっと何人いるかというのは、今、資料手元にございませんのでお知らせすることはできませんけれども、そういう方々が対象となるかと思っております。

議長（千葉 薫君） 補足について、皆見健康福祉課長。

健康福祉課長（皆見 亨君） 今、人数の関係について私のほうからお答えさせていただきます。

身体障がい者の手帳をお持ちの方につきましては、当町では700名強の方がお持ちとなっております。

療育手帳につきましては、確かな数字ではございませんけれども150前後というふうに捉えているところでございます。

議長（千葉 薫君） 沼田議員。

11番（沼田松夫君） 私、これは全体を見ていてここはどういうことになっているのかなと、条例がこれでいいのかなと思っているのは、町営バスに対する今、維持管理とかというお話が出ましたが、町営バスの定義というのは、町営バス何台あって、どういうことで、どうなっているのかというのは、ここでは出てこないのですよね。

ですから、町営バスの定義というものは入れなくていいものなのではないでしょうか、そこだけちょっと勉強不足で申しわけありません。

議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 町営バスの運営でありますけれども、第1条に挙げております地方自治法第244条の2、規定の部分で公の施設の設置という部分で、今回、町で運営する部分での条例で定める施設という形で今回、上げております。

そうした部分に関してましては、町営バスの運行条例というのをやはり求めて、料金徴収に伴うものですので、この中で条例を制定していかなければいけないということで、今回、お諮りをしているところでございます。

議長（千葉 薫君） 八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） お尋ねの町長のみ権限に属する業務を除く業務という表現は、例えば、第6条で運行方法を規則で定めるとしてあります。これは、町長の権限に基づくものでございます。

また、過料等につきましても、過料に処することができるのは、処分ができるのは町長の権限においてのみできると、そういう形の中での条例のつくり込みになっています。

以上でございます。

議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

立野議員。

4番（立野広志君） 説明ちょっといただきたいのですが、最初に第2条の定義の中に路線バス、それからデマンドバスというふうに言葉の意味が書かれておりますが、具体的に言いますと、例えば路線バスというのは現在、運行されている巡回バスのことを示しているというふうに理解していいのでしょうか。

それから、ここでいうデマンドバスというのは岩屋、洞爺の間を予約によって走行するバスのことを言っているというふうに理解していいのかわかるということを確認させていただきたいのと、それから第4条でこういうバス運行を指定管理者によって行うというふうにして言いますが、指定管理者にしたのはなぜなのかということについて説明をいただきたいと思っています。

これまでは指定管理者でなかったような気がするのですが、ちょっとその辺、確認したかったものですから、ごめんなさい。なぜ指定管理者なのかということの説明いただきたいのと、指定管理者ということになりますと、どこまで委託を受けた事業者が責任を持つて行うのかということになってくるわけなのですが、一般的にいうと後で書いてありますからあれなのですが、料金などについても本来指定管理者が設定できることになっていますが、ただ、この条例の中でいうと料金については条例として定めているということですから、指定管理者の範疇にはないということです。

ですから、何か料金設定が町が決め、そしてそのほかの業務については指定管理者という形で委託をして実施させるということなので、その辺の何かどうしてこの指定管理者という形にしたのかどうかということも、もう1回、改めてお聞きしたいなと、今ということなのです。まず、それについてお答えをいただきたいと思います。

議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 路線バス、デマンドバスの二つ、第2条に載っております。現在までは、福祉バスという形で洞爺地区の高台、または下の病院とを結ぶ路線があります。また、もう一つ、岩屋谷方面へ行くバスも福祉バスという形で運行しているところですが、今回、10月1日から行う部分に関しましては、路線バス、デマンドバスという形で分かれております。

先ほど議員がお話ししたとおり、路線バスにつきましては洞爺地区内、また高台を周遊するバスのことを言いまして、病院等も経由する形なのですが、こちらのほうを路線バスという名称で上げております。

また、デマンドバスにつきましては、先ほど議員お話ししたとおり、いわゆる岩屋谷方面へ行く部分は予約制のバスの運行という形になっておりまして、そうした部分でこの部分ではデマンドバスという名称で出しております。

これに関しては、前日、乗られる方が総合支所に連絡をして、そして時間の中で回ってくるという形でのバスが来ていただくという形になっているところであります。

また、指定管理者の部分ですが、議員おっしゃるとおり料金と条例で定めている中では、指定管理者になったとしても料金設定等に関しては町の160円という設定になりますけれども、料金徴収等に関して、町が行う部分では公金の取り扱いの中で指定をして、個人の料金徴収という形にしますけれども、指定管理者にすることによって、その指定管理になった業者のところから料金徴収を行うという形になります。

ただ、その料金に関しては町に納入するという形にはなるのですが、そういう部分で指定管理者の指定をさせていただいているところでございます。

議長（千葉 薫君） 立野議員。

4番（立野広志君） 指定管理者ということで、ほかに公共施設などうちの場合やっていますよね。

そうすると、例えば会館など運営するときには入館料をいただいて、そして町がその費用

の中で施設を運営してもらおうということを原則にして今やっているという部分あるのですが、ただ今回の場合は、この町営バス、決してその料金だけで運行できないことは前提になっているのだなということをちょっと今、お話を聞いていて思ったわけです。

つまり、本来なら料金徴収をして、あるいは町からの補助金などを受けて、そして運営して採算の合うような形で事業者がやっていくと。しかし、本来そういうような扱いではなくて、あくまでも料金はいただくけれども、その料金自体ですべてを賄える状況ではないのだと、町が運営費補助をしていかなければ、実質には運営できないというような状況があるということだと思っております。

ただ、私思うのは、事業者自身の努力ってどこに出てくるのかなと、ここに指定管理者が行う業務というふうになっていて、これは第5条です。ここに町営バスの維持及び運行管理というふうに書いています。町営バスを維持するためには、やはり採算の問題含めて、路線のあり方や、あるいは採算の問題を含めて、事業者自身が真剣に考えていかなくてはいけないのではないのかなと思っております。

それが、何となく町から委託、必要な額は負担していただけるのだというような思いでなってくると、なかなかそういう努力がされるのだろうかちょっと不安になるのです。ですから、別に料金をもっと高くすれという話ではないですよ、そうではなくて、今までのバスの運行状況を見ても本当に利用者がどういう時間帯に、どういう路線を必要としているのかと、そういう利用者のニーズに応えていくような運行計画を立てて、そしてできるだけその中で採算がとれるように努力していくということが必要だと思っております。

そういったことが、例えば指定管理者として事業者任せるときに、その事業者はそういう努力を本当にやっていくような状況になっていくのかと、あるいは町としても事業者任せっきりになってしまって、そして町としても必要な改善を的確に行うという状況にあるかどうか、そのことが非常に不安なので、こういった形での委託方法や運用方法で本当にいいのだろうかというふうに思うのですけれども、一端決めたこの路線や時間、当然、見直しは当然するのでしょうかけれども、その細かい見直しも含めてやはり運行の中で手直ししていくということが必要なのではないかなと思っておりますが、そういう対応についてはどういうふうに考えていますか。

議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 今回、10月1日からの運行開始という形で2年ほど前から洞爺湖町地域公共交通活性化協議会の中で現在の運行状況のアンケートをとらせていただいたところであります。

そうした中で、先ほどお話ししましたデマンドバスの部分は乗車率が少ないという中で、こういうデマンドの形態になっているのも現状であります。

そうした部分では、10月1日運行するに当たっては、今までの運行状況、効率化、または空白地域、こういうものを埋めるべく検討した中でダイヤ等の整備をさせていただいたところであります。

今、お話の指定管理者の部分でありますけれども、そうした中で洞爺地区、花和コミュニティタクシーもそうなのですけれども、この部分では洞爺地区の町営バスにつきましては、今後のやはり運行状況を見ていながら改正するところは改正して、ダイヤ改正に伴って変えていきますけれども、そうした中で指定管理者が経営努力をされるという部分に関しましては、乗りやすさという部分でやはり努力していただくものと、そこら辺は町といろいろ協議しながら、やはり利用しやすい部分は指定管理者ともいろいろと、まだ決まっていませんけれども協議しながら、次回、またダイヤ改正に伴うときにやはり利用しやすいバスにしていきたいという部分では、そちらでは指定管理者のお力というのは大事になるのかなと考えております。

議長（千葉 薫君） 立野議員。

4番（立野広志君） 3回目ですので、ちょっと別なことについて伺いたいのですが、どこでもこの地域公共交通整備ということで、近隣の市や町などでも取り組んでいます。室蘭でもそうですし、壮瞥などでもやっています。

最初に実施した結果といいますか、その様子を新聞の記事などで見てみると、なかなか思うように利用者がふえていかないと、伸びていかないと、このようなことがよく記事になって出てきます。

やはり、そういう中で繰り返し改善をしながら、より利便性が高く、より利用しやすいといえますか、そういった路線も含めて検討していくということになると思うのです。今回、私たちの町としては初めてのことでありますから、そうすると今回、条例によって町営バス運行が決まったときに、まずどういう形で見直しをしていくのか、これを1年間やってというのか、あるいは数ヶ月実施してみて、もう1回、再度見直しを図るというふうな、何かそういうプロセスといいますか、段階をきちんと組んでやっていく計画が明確にあるのかどうか、この辺についてもう一度お伺いしたいと思います。

議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） まず、やはり大事なのは地域の方々にこの地域公共交通ネットワークに伴うバスの路線、皆さん利用していただくという部分がまず第一の目的になっております。

そうした部分で、今までも住民の方々に路線のご意見、また乗りやすさのご意見等を伺ってきたところであります。また、あすからもまた町内周りまして住民の方々のご意見、また今回、発表した10月1日のダイヤ改正に関してご説明をすることにしておりますけれども、そうした部分では今までの地域によって乗り継ぎ、そういう部分がやはり一番大事だというお話も聞いておりますので、各地域ごとのバスの時間表にあわせた乗り継ぎの時間と利用しやすい部分を説明したパンフレットをお伝えしていくようにして、やはりこのコミュニティバスを活用して、いろいろな方面、買い物とかしやすい状況にしていくということではお伝えしていく予定にしています。

また、見直しの時期でありますけれども、12月1日、今回ダイヤ改正に伴ってやっている

ものでありまして、やはり半年程度、利用状況見た中で、来年の10月1日ダイヤ改正なのですけれども、春先にそこら辺のダイヤの状況に関しましては6月までに決めていかないといいけないところもありますので、そうした中で約半年間、利用状況を見ながら、今後、平成27年10月1日に向けて利用しやすいダイヤ、そういう部分も検討してまいりたいと思っています。

そうした部分では約1年間かける形でのダイヤ改正になりますけれども、やはりご意見いろいろお伺いして、利用しやすい路線にしていきたいと考えております。

議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

七戸議員。

13番（七戸輝彦君） そんなに難しい質疑ではないのですが、13ページの表が載っているわけです。条例上だから、多分こういう名称、高台1だとか、市街線1とか書いていて、何番地のどこから何番地と書いてあるわけですがすけれども、手元にちょっと図面がありまして、見てもほとんどわからないのです。

現実の運用については、普通のバス会社のようにどこどこ始発、どこどこ経由、どこどこ行きと、こういう表現になっていくのかどうか、それだけ確認したいと思います。

議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 条例の中では別表第1のように3条関係なのですけれども、いわゆる番地で明示をして路線を明示していく形になりますけれども、住民の方々にお伝えする部分に関しましては、停留所の始発、終点、またはそういう中でとまる停留所の案内等に関してはちゃんと明示しているところでございます。

その部分に関しましては、規則で停留所等の場所に関しては明示しているところでございます。

議長（千葉 薫君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

松井議員。

3番（松井保明君） バスの問題、やっと協議会を立ち上げて、きょう提案に至ったと、本当に大変な労だったなと思っています。

そこで、せっかく提案されたので、ここで一、二点確認を含めてお聞きしたいと思います。

最初に、バスをこういう路線を決めていくというときに、当然、国の法律に基づいてこういう協議会を立ち上げて、その立ち上げた協議会の中でいろいろ詰めていく段階で、私どもの手元に配られた中で、いわゆる本町において、洞爺湖町においていわゆる空白地帯というものが八つ場所としてあったと思うのです。

そういう場所が、今回のこの路線の中に定められたものと解釈するのですけれども、そういうふうに解釈していいのかどうか、まず1点。

2点目は、この路線が今、立野議員が指摘されたように、毎日満たされて、乗車率が高くなって、乗車率が順調だと、10倍ならともかく、場合によっては乗車率が相当ひどく落ちていく場合、そうすると空バスが走っているという非難も受けるでしょうけれども、こういう

ような状態が起きたときに見直しをするという、そういうものができるのかどうか、この見直しです。

それから三つ目は、当然、これは国の支援もあるのでしょうか、今、担当課長が1年と言われていましたけれども、実際、その国の支援としては1年で終わるのか、それとまたその後、支援策として国が許されているのかどうか、それからもう一つはデマンドのところで触れたいと思います。

ここは、デマンドといっても地方で取り組んでいるデマンドというのは、またこういう路線の中身が違いますから一緒には言えませんけれども、ここではいわゆる路線バスとの違いを比較すると、定期的に路線バス、デマンドの場合は範囲を定め、運行時刻を定めというだけなのです。定期というのが抜けているわけです。

この定期的なものがないところにデマンドの意味があるわけなのです。それで、よその町のデマンドは、デマンドはデマンドの条例をつくっているのです、デマンドという条例をつくって、なぜデマンドの条例をつくるかという、デマンドというのは結局、便利さをつくっているだけに、場合によったら混乱をすると、この中でもあるのですけれども、ではデマンドでどういうシステムをつくって、例えばどこに電話をかけて、どこにどういう予約をして、どういうシステムでいくかというのが全くここに、ただ予約をするという、そういう点でデマンドはデマンドとしての別の条例があってしかるべきではないかと思うのですけれども、この辺の考えはどうかと、この辺についてお聞きしたいと思います。

議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 今回、この公共交通ネットワークをつくるに当たって、やはり利用者が空白地帯が多いという部分の中でそれを解消しようというのがまず第一の目的にありました。

そういう部分では、空白地帯と言われている部分が泉地区の奥のほう、こちらのほうがバス停等なくて、清水団地から旧国道におりて入ってくるバスになっていた部分を今回は終末処理場を抜けるような形での空白地帯の解消になっております。

また、大きく空白地帯として解消されている部分、室蘭本線線路から山手の部分に関しましては、停留所はございますけれども、停留所のないところでも、また停留所に行く途中に路線バス等が来た場合に、このバスが来たときに手を挙げることによって乗降ができるようにしております。

そうした部分では、このバスが走る周囲100メートルの部分の空白地帯としては解消されているものと考えております。

また、洞爺地区におきましては、大原地区、また成香地区、こちらのほうの路線を延ばしているところでありまして、そうした部分でも空白地帯の解消がなっているかと考えております。

また、2点目の乗車率の部分でありますけれども、見直しがあるのかというご質問だったかと思っております。乗車率に関しましては、やはりデマンドで出しております奥のほうなのです。

けれども、デマンドで使っている部分が実際には乗車率、今ゼロに近い状況であります。ただ、今は車を利用されている方々も今後やはりバスを利用されないと、なかなか街のほうへ出てくるのが困難だという方も今後、出てくる部分では、当分の間は続けていきたいと考えております。

そうした部分では、近々の見直しというのは考えていないという考えを持っています。ただ、数年も乗車率がゼロという形になりますと、今後、どうしていくかというのは検討していかないといけないと思っておりますけれども、その部分は今のところ、この時期には考えていないという論であります。

また、国の制度の部分で今年度補助と来年の平成27年度に1年間経過するのですが、補助をいただく形で、この計画に関しましては3カ年、国のほうから補助をいただける形になっています。

そうして3年以降なので、今の国の情勢の中では地域の定住、または移住という部分の中で考えている中では3年以降も国の補助金は継続していただけるのではないかと、いう予測に立っているところです。

そうした部分では3カ年ではちょっと切れるものではないと事務局のほうでは考えております。

また、4番目のデマンドの部分なので、デマンドに関しましては例えば花和地区、タクシーなので、こちらのほうに関しましては火曜日と金曜日、時間が決められておまして、この火曜日と金曜日で乗れる方が事前に予約をして、これはタクシー会社なので予約をして、そしてこの時間にお迎えに行くという形のものとなっております。

また、洞爺地区に関しましては、先ほどお話ししたとおりコミュニティバスの使い分けという形で、やはり予約という形になっています。この部分に関しましては火曜日と金曜日の利用という形なので、その部分で住民のほうにお知らせしているところであります。

先ほどお話ししましたけれども、あすから、またこの運行に関して住民の方々に説明会をする予定でありますけれども、そうした部分では多くの方々に知っていただく機会をつくっていきたくて考えています。

また、条例等に関する部分ですが、これに関してデマンドバスの運行という形で、第2条で乗車する者の予約に応じて変更するものをいうという形の明記をしているところであります。この条例の部分ではこの部分で新たに、デマンドに関する条例を設けてという部分では考えないで、この部分で適用してデマンドを運行でやっていきたいと考えております。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） 再質問になりますけれども、まず最初にデマンドの関係ですが、担当課長から今、るる詳しく説明がありました。こういう内容がデマンドはデマンドとして

条例で定めておかなければならないのではないかと思うのです。

それともう一つは、これは別に住民に責任を持ってとかという義務的なものではなくても、やはりこれだけ住民が利用する、そしてお互いに利用し合っていくという、一方的な一人だけ乗ってバス走るわけではないのです。

したがって、できる限り迷惑をかけないということを考えたときに、もう少し住民の責務というものはどこかにあってもしかるべきではないかと思うのです。これは町としてどう考えているのか、こういうものをただ便利よく、便利よくやるのだけれども、結局、町民にしたら別に乗らなくてもいい、簡単に言うと途中どこでもというようなことになってくる恐れもあるのです。

もう少しその辺で、やはり町民に当然、有料なり無料にしても責務というものがどこかになければならぬのではないかと、別に罰則まで必要ないでしょうけれども、努力義務であるとか、そういうものがこの条例にあってもしかるべきではないかと思えます。この辺についての考え。

それから、先ほどの変更する場合、空白地帯を埋めていって、途中でいろいろな面で変更もないとは言えません。こういった変更するときの協議をするという場所というのは、この条例の中にありませんし、いわゆる町のバスのための協議会の協議というのですか、そういう中にも一言も触れていません。どういうときに協議会を開くとか、改めてそういうものを検討するという、それが何らどこにも担保されていませんけれども、その辺についての考えはいかがですか。

議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） まず、住民の責務という部分ですけれども、まずは運行している中で乗車するに当たって、運行法にも乗っているのですけれども、やはり利用の制限という部分はありますけれどもしっかりとした乗車をしていただきたいと、これは条例として載っています。

ただ、このバスを運行するに当たってやはり利用を促す部分での住民の意識という部分、そういう部分を今後ますます必要ではないかと、住民の意識というのは必要ではないかというご質問かと思えますけれども、そうした部分ではやはり町が運営しているところでもございますので、まずは町として住民に対してこういうバスが運行しているという部分の周知、これをやはりさらに行っていきたいと考えています。

そうした中で、やはり頻繁に利用していただくような部分を周知していく部分が大事ななと思っています。当然、国の補助、また町の財源も利用して運行しているものですから、やはり乗車がゼロではなく、少しでも、2人でも3人でも多くの方が乗っていただくような、そういう体制の中で住民の方々も協力していただければと思っています。

また、今、お話ししました料金とか、ダイヤの時刻の部分とか、見直しの時点なのですから、この部分に関しましては地域公共交通の活性化協議会等でやはり現状等をお伝えして、内容等変えるべきところがあるのでしたら、変える形で、最終的には規則であるのです

けれども、バスの運行時刻に関しては町長が別に定めるという部分がございます。

そうした中で、やはり最終的にそういうご意見をいただいて、町長が時刻表等に関して定めるという形になっております。

以上です。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） ここに活性化協議会規約という、要するに公共交通の活性化協議会の規約があります。この中に、今言った、担当課長の言ったものが、ただ目的としてはいろいろと地域における需要に応じてということがありますから、一応、目的は載っていますけれども、私の言うのはダイヤではなくて、先ほど言った空白です。空白が生じているところは新しく発生したり、空白が一部どうにもならないというような状態で、これはそういう空白が発生したときにやはりダイヤの問題ではなくなってくると思うので、この辺はこういう規約の中に、どこに定められているのかということを知っているわけです。会議の規約の中。

それと、最後になりますけれども、やはり先ほど立野議員が指定管理者との関係が言われておりましたけれども、やはり当別町、私どもバスの先進地ということで勉強に行きまして、私、最後に担当者に聞いたときこれからの課題は何ですかと言ったときに、当別町は一応、バス事業としては成功しているけれども、これからの課題は利用者がたくさんバスを乗ってほしいと。要するに地域の住民が乗ることが活性化と同時に、皆さんに負担を安くなるだろうし、そして本当の意味での地域のためになっているのだと、だから利用してもらうことが最大の課題だと、これを強く住民に求めているのだというのが課題だったというふうに聞いております。

そういう点でいきますと、やはりこれから住民に積極的にバスの利用、私どもも追々はバスを乗らなければならないときが来ると思いますけれども、できる限りみんなでバスを乗って、バスを愛するというか、バスを自分のものにするという、そういう精神がやはり地域に根差していくということについての取り組みが必要だと思うので、その考えについての答弁をお願いしたいと思います。最後です。

議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 今回のダイヤ改正に伴いまして、一部空白地帯は解消されているところですが、まだまだ住民が住んでいるところでバスが通っていないところもあります。

そうした部分は、利用状況、また住んでいる方々の状況を検討しながら、その中で改正等できれば考えていくところでもございます。

ただ、お話ししたとおり、今、10月1日で改正する部分に関しては少しでも多くの方々に利用していただく形、また空白地帯をなくすように努力したところでありますけれども、今後はそこら辺は協議会等で検討して、いろいろと内容精査してまいりたいと思っております。

また、先ほど議員が当別町のお話をされたところでありますけれども、当町においてもやはり利用しやすいようにして、多くの方々に乗っていただくという部分では同じでござい

す。

そうした部分では、やはり今回の部分も住民の周知で利用しやすいダイヤの部分、地域ごとに出しておりますけれども、そうした中で多くの方々が利用してもらう、これは町の公共施設、これはバスだけではなく、いろいろな公共施設もそうですけれども、やはり利用していただくものが一番大事でありますので、そうした部分でのPR、または周知等は今後も心がけてやっていきたいと思っております。

議長（千葉 薫君） 質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号洞爺湖町営バス運行条例の制定についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔異議「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号洞爺湖町営バス運行条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入ります。

再開を11時35分とします。

（午前11時22分）

議長（千葉 薫君） 再開をいたします。

（午前11時35分）

議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（千葉 薫君） 日程第9、議案第43号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第43号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更するものでございます。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約でございます。

今回の規約の変更でございますけれども、根室北部廃棄物処理広域連合の北海道市町村職員退職手当組合の加入に伴いまして、組合規約の一部を変更するものでございます。

それでは、議案説明資料によりご説明を申し上げます。3ページでございます。

別表の組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合根室の項中、中標津町外2町葬斎組合を中標津町外2町葬斎組合根室北部廃棄物処理広域連合と改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決します。お諮りをします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（千葉 薫君） 日程第10、議案第44号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第44号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第6号）でございます。

平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,532万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億5,360万円とするものでございます。

第2条地方債の補正でございます。地方債の補正につきましては、事項別明細書の中でご説明をいたします。

それでは、事項別明細書3ページでございます。

歳入でございます。

10款地方交付税でございます。5,669万1,000円の減額でございます。普通交付税の確定により減額するものでございます。

次に、13款使用料及び手数料、1項使用料、7目総務使用料でございます。1万円の補正でございます。地域公共交通運行事業による、町営バス使用料としての計上でございます。

次に、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金でございます。1,767万8,000円の増額でございます。社会保障税番号整備の施行に伴う電算システム整備費補助金の計上でございます。

2目民生費国庫補助金でございます。3,418万4,000円の増額ございまして、2節臨時福祉給付金給付費補助金及び3節子育て世帯臨時特例給付金給付費補助金につきましては、対象者の増加から増額し、4節社会福祉費補助金につきましては、民間事業所の行うコミュニティ活動拠点施設の整備費に対する交付金の計上でございます。

次に、15款道支出金、2項道補助金、3目農林水産業費道補助金でございます。86万4,000円の増額でございます。農地台帳の電子化に伴うシステム整備事業補助金の計上でございます。

次に、7目労働費道補助金でございます。146万8,000円の増額でございます。緊急雇用創出事業の追加事業採択に伴い、増額するものでございます。

次に、17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金でございます。1,431万円の増額でございます。ふるさと納税による寄附金の増額でございます。

2目観光費寄附金でございます。183万5,000円の増額でございます。アイアンマンジャパン北海道大会に対する寄附金の増額でございます。

18款繰入金でございます。財政調整基金につきましては、普通交付税の減額に伴う財源調整のための繰り入れ、公共施設等整備基金につきましては、プレジャーボート施設整備に起債を充当することから減額するものでございます。

次に、20款諸収入、5項雑入、3目雑入でございます。2,211万2,000円の増額でございます。1節の移住促進住宅使用料につきましては、香川地区に整備する移住促進住宅の使用料を計上、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金及び充電インフラ普及プロジェクト権利金につきましては、電気自動車の充電施設3カ所の整備費に対する補助金を支障物件移転保障費につきましては、眺湖通整備事業に伴う光ケーブルの移設補償費の計上でございます。

また、15節の健診等受診料につきましては、脳ドック健診の受診者負担金の増額でございます。

次に、21款町債、1項町債、1目農林水産業債でございます。6,730万円の増額ございまして、プレジャーボート施設の整備財源として過疎債を充当するものでございます。

4目臨時財政対策債でございます。305万3,000円の増額でございます。普通交付税の確定

により増額するものでございます。

5目消防債でございます。1,920万円の計上でございます。消防署洞爺出張所の建てかえ事業の整備財源として、合併特例債を充当するものでございます。

次のページ、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。50万円の計上でございます。土砂災害で被災した広島市への見舞金の計上でございます。

次に、3目公有財産管理費でございます。1,165万円の増額でございます。歳入で申しあげました寄附金の増から基金へ積み立てるものでございます。

次に、5目電子計算管理費でございます。2,252万7,000円の増額ございまして、13節委託料の支障物件移設業務委託料につきましては、歳入で申しあげました光ケーブル移設経費の計上、またシステム導入委託料及び19節負担金補助及び交付金につきましては、歳入で申しあげました社会保障税番号制度に伴う電算システムの導入経費の計上でございます。

次に、6目諸費でございます。350万円の増額でございます。ふるさと納税に対する謝礼贈呈購入経費の増額でございます。

次に、7目財政会計管理費でございます。342万1,000円の増額でございます。国、道支出金の過年度精算による償還金の計上でございます。

次に、8目企画費でございます。2,833万2,000円の増額でございます。12節の役務費の手数料及び13節委託料、19節負担金補助及び交付金につきましては、地域公共交通運行事業に要する経費の計上ございまして、11節需要費、12節役務費の通信運搬費保険料及び15節工事請負費につきましては、歳入で申しあげました電気自動車の充電施設の整備費の計上でございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉管理費でございます。2,094万4,000円の増額でございます。13節委託料につきましては、地域公共交通運行事業への移行に伴い減額し、19節負担金補助及び交付金につきましては、歳入で申しあげました民間事業者が行うコミュニティー活動拠点施設の整備費に対する補助金の計上でございます。

2目老人福祉費でございます。59万8,000円の減額でございます。これにつきましても、地域公共交通運行事業への移行に伴い、減額するものでございます。

7目臨時福祉給付費でございます。772万円の増額でございます。給付対象者の増により増額するものでございます。

4項児童福祉、1目児童措置費でございます。60万円の増額でございます。これにつきましても、給付対象者の増から増額するものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費でございます。73万8,000円の増額でございます。電算システム改修委託料につきましては、水ぼうそう、肺炎球菌の予防接種定期化に伴う健康管理システムの改修費を計上、また、脳ドック検診委託料につきましては、受診希望者の増から増額するものでございます。

次のページでございます。4項清掃費、1目清掃管理費でございます。28万4,000円の増

額でございます。西いぶり広域連合のごみ処理施設に係る訴訟経費の負担金を計上するものでございます。

次に、5款労働費、1項労働費、2目緊急雇用創出対策費でございます。146万8,000円の増額でございます。歳入で申しあげました追加事業として、洞爺湖温泉地域地熱水利活用人材育成業務委託料を計上したものでございます。

次に、6款農林水産業、1項農業費、1目農業委員会費でございます。136万1,000円の増額でございます。歳入で申しあげました、農地台帳システム改修費と農地地図情報更新経費の計上でございます。

3項水産業費、1目水産業振興費でございます。295万円の増額でございます。北海道によります虻田漁港大磯分区施設埋立整備事業の前倒し実施に伴いまして、北海道と同時施行するための町単独の園地路盤等整備費の計上でございます。

次に、7款商工費、1項商工費、1目商工振興費でございます。630万1,000円の増額でございます。11節需要費、12節役務費及び18節備品購入費につきましては、追加する移転促進住宅の改修費及び維持費の計上でございます。15節工事請負費につきましては、道の駅あぶた及びトレールセンターの屋根塗装経費等の計上でございます。

また、19節負担金補助及び交付金につきましては、チャレンジショップ事業の申請者の増から増額するものでございます。

次に、2項観光費、1目観光振興費でございます。1,287万5,000円の増額でございます。8節報償費につきましては、洞爺湖観光施設等利活用検討委員会の会議経費を計上、19節負担金補助及び交付金でございますが、トップセールス旅客誘致活動負担金につきましては、観光協会による成長市場外国人対策事業の参加費の増額、観光誘致強化対策事業補助金につきましては、観光協会に対する補助金の計上でございます。

また、アイアンマンジャパン北海道大会補助金につきましては、寄附金の増及び前年度の寄附金の繰り越しから増額するものでございます。

25節積立金につきましては、寄附金の増から観光開発寄附金へ積み立てるものでございます。

2目観光施設管理費でございます。30万7,000円の増額でございます。文化センターのボイラー設備等の修繕経費を増額するものでございます。

次のページでございます。8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費でございます。100万円の増額でございます。局地的な豪雨から側溝へ堆積した土砂の排出経費の計上でございます。

次に、9款消防費、1項消防費、1目消防費でございます。2,123万1,000円の増額でございます。消防署洞爺出張所の庁舎建設に伴う実施設計費の計上、車両修繕費の増加などから、西胆振消防組合への負担金を増額するものでございます。

2目災害対策費でございます。47万6,000円の増額でございます。コミュニティーFM開局に向けての準備支援の負担金を計上したものでございます。

次に、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費でございます。49万円の増額でございます。寄附金による基金積立金の増額でございます。

次に、3項中学校費、1目中学校管理費でございます。152万5,000円の増額でございます。電気設備の改修整備のため、増額するものでございます。

次に、5項社会教育費、3目社会教育施設費でございます。39万7,000円の増額でございます。まして、芸術館の展示用設備の修繕のため、増額するものでございます。

13款予備費でございます。2,467万6,000円の減額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

七戸議員。

13番（七戸輝彦君） 一般会計の補正なので、ほかの議員からも質疑があると思いますので、私のほうからは1点だけ質疑させていただきたいと思います。

6ページの脳ドック検診委託料の50万円の補正についてなのですが、非常に町民の方々からの評判がいい部分と逆に悪い部分と両方ありまして、一つには評判のいい部分としては、何万円もかかるものがわずかな負担で今回できるようになったと、非常に町長もこの辺は評判も上がっているようですけれども、その逆も実はあります。

三つに分けて問題点があるのではないかなと思っています。一つは、電話による先着順なのです。一生懸命電話かけるけれども、ほとんど通じないと、まるで私のやっていることはテレビ放送の先着順のプレゼントみたいな感じだと、そういうような苦情が寄せられております。

また、次に多い苦情はせっかく電話が通じたのにもう締め切られていたと、朝から電話をかけていたのだけれども、これも非常にどこかで足切りされてしまうというのは、やはり同じ町民としては受けることのできる人と受けられない人がいるというのは不公平ではないかと、そういうような苦情です。

3点目には、近隣の自治体と比べた扱いなのです。近隣の自治体では、洞爺湖町では74歳までで年齢区切っていますよね。近隣の自治体では上限設けていないところがごく近隣であるものですから、これは隣の町から引っ越してきて失敗したというような声が聞こえるのです。今、ちょっと笑い声も漏れたところなのですけれども、やはり病気の心配しているご本人にしては、75歳という年齢が引っかけたということで非常に残念な思いをしていました。

この3点について、車で来てやる検診のようですから、早々簡単にはいかないでしょうけれども、将来に向けて、来年に向けてこの3点を何とか改善していただけないかなと、せっかく町長新しい健康の施策ということで喜んでいる声のほうが多いため、ぜひこの対象拡大をしていただきたいという、それから受け付けの方法も考えていただきたいと、そのように思っているわけですが、ちょっとそのことについて、できないというのだったら、またちょっと話難しくなると思いますので。

議長（千葉 薫君） 山本健康福祉センター長。

健康福祉センター長（山本 隆君） まず、年齢の上限についてなのですが、近隣町村、実名言って申しわけないですけれども、伊達市さんにおきましては枠180名という形で、脳ドック、これは伊達日赤病院と伊達クリニックさんを委託契約を結んだ中で180名の方でお願いをしているということでお聞きしております。

年齢なのですが、伊達市におきましては国民健康保険加入者ということで対象を定めておりまして、残念ながら後期高齢者の人は対象にしていらないということで、ちょうど75歳が後期高齢者の医療費のほうに向かうということで、多分、74歳までの方を対象にしていると思います。

洞爺湖町におきましてもことし初めて脳ドックを実施したわけなのですが、お叱りの電話での申し込み受け付けについて、それにつきましては私のほうも大変、お叱りを受けているところでございます。ちょっとことしにつきましては10月にもう一度100名を単位とした中で検診を行うということで今、準備を進めておりますけれども、今回につきましてはもう一度、お電話でのお申し込みという形でさせていただきたいと思うのですが、なるだけ電話回線、健康福祉センターさわやかに4回線しかなかったものですから、何とかちょっとNTTさんにもお願いをした中で回線をふやせないかというような、ちょっと交渉を今行っている最中でございます。

ただ、どうしてもことしにつきましては申し込み時に受けた方の時間での予約という形をとらせていただいております。そういう形でいきますと、どうしても抽選、まずは申し込みを受けて、抽選で後日お知らせするというような形をとりますと、とても時間帯での調整が不可能に今のところ近いような状況でございます。

それで、来年度につきましては何とか逆に受診される皆様のお力をおかりした中で、申し込みに合わせて今のところ一、二サイクル、検診の1サイクルが2日半の工程なのですが、その中でこちらが指定した時間に受けてもらえるような形を何とかとった形で脳ドックを進めたいなということで今、ちょっと検討させていただいているところでございます。

今回の脳ドック、先ほど言いましたけれども脳ドックにつきましては、移動健診車、モービルMRIという大型トレーラーが来ての受診となります。その受診に当たっては、道内では今、検診期間1カ所に1台という形なものですから、それが全部を網羅しているという形になります。

残念ながら、超大型のトレーラーなものですから、検診できる期間が例年5月から10月までの期間という形なものですから、そういうような日程調整が非常に厳しい状況もございます。何とかことしのうちから交渉させていただいて、来年の枠を少しでもふやせるような形で受診者が拡大できるような形で検討させてもらいたいなと思ってございます。

また、申し込み方法についても、先ほども述べましたけれども、皆さんが受診しやすいような方法がとれないか、ちょっと時間をいただいた中で検討させていただいて、来年に向けていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（千葉 薫君） 遠藤総務部長。

総務部長（遠藤秀男君） ちょっと私のほうから補足で説明させていただきます。

まず、年齢の部分だったのですが、私ども当初、検討したときはやはり一番受けてほしい年代というのが働き盛りといいですか、やはり40代、50代なのです。これを最初から年齢、全て撤廃してしまうとなると、今回も実は反省点だったのですけれども、かなりの人数の方が申し込みされるのではないかという部分。初めてのことだったものですから、私どもも伊達市さんに倣った形で国保と同じ年齢という形で制限をさせていただいたところがございます。

それと、先着順ということで本当に皆さんには申しわけなかったなと思っておりますけれども、これも初めての試みということで、果たしてどのぐらいの申し込みがあるのだろうと、全くつかめませんでした。

それで、先ほど担当課長からも言っておりましたけれども、1サイクルが2日半で100名なのです。果たして100名なのか、200名なのか、300名なのかちょっとつかめない部分があったものですから、とりあえず100名でやらせていただこうと。先着順にさせていただいたのは、2月の特定検診のときに実はアンケートをとっております。特定検診のときと介護予防講演会の中でアンケートをとりまして、人数的には140名ぐらいだったのですけれども、この方たちにアンケートをとった中では申し込み方法が先着順がいいという割合が55%でした。抽選というのが21%という状況もあったものですから、私どもまずはちょっと抽選ということではなくて、先着順にさせていただきました。

非常に抽選ということになると事務的に今のシステムで進めると非常に複雑になります。それで、もし先着順でなくて抽選にするということにするのであれば、時間帯はこちらにお任せ願うというようなことにしていかないと、なかなか収集がつかないような状況になるのかなと思っております。

いずれにしても、こういうことも含めて来年度以降も実施する予定でありますので、できるだけ皆様には不便をかけないような形にしたいと思っておりますので、よろしく願います。

議長（千葉 薫君） 七戸議員。

13番（七戸輝彦君） 先着順の話、わからないでもないのです。何でそれだけ混むかということで、枠ががちがちに決まっているからだと思うのです。

だから、この枠をやはりことしの様子を見て広げていただきたいというのが来年に向けての一つと、それから伊達市さんのほうを見たということなのですけれども、向こう隣を見て、こっち隣をなぜ見ないのかなと気しています。反対側の隣は伊達市は市ですから、それなりのものであるでしょうけれども、やはり同じ町として、隣町のほうも見ていただきたいなと思います。

やはり総務部長、言われたこともわかるのです。働き盛りを中心にと。それを74歳で切ると。ただ、これは75歳の人にしたら残酷な表現なのです。だから、何歳以上というくくりの

中で上限を設けないということのほうが私は行政のやり方として普通なのではないかなと思っています。

ことしのことを含め、ことしの反省点とか、人数とかのデータもできたと思いますので、またこの町長の町の施策がすごく町長の評判にもなっていますので、ぜひ今言ったような形で年齢と受診者の枠を広げていただきたいと、そのように思いますがどうでしょうか。

議長（千葉 薫君） 遠藤総務部長。

総務部長（遠藤秀男君） 今、言われましたその年齢の関係、それから枠の関係、今回の反省を踏まえまして、来年に向けてしっかりと検討させていただきたいと思います。

議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

残りの質疑は、昼食休憩後にしたいと思います。

ここで休憩に入ります。

再開を1時とします。

（午後 0時01分）

議長（千葉 薫君） 再開をいたします。

（午後 1時00分）

議長（千葉 薫君） 議案第44号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についての質疑を継続します。

10番、越前谷議員。

10番（越前谷邦夫君） 2点ほどお願いいたします。ページ数は8ページでございます。

商工振興費で節でいきますが、負担金及び補助及び交付金ということで、240万3,000円計上されているわけでありまして、これはいうまでもなく洞爺湖町チャレンジショップ支援事業ということでございますが、最高額といいましようか、限度額というのは大体おおむね140万円であったのではないかなというのですが、140万円だとすれば1件では多すぎるし、2件だったら少ないと、これはどういうことなのか。

それから、現在までこのチャレンジショップ支援事業の補助を使って何件の方々がこの実施をされてきたのか、そのことによってどういう町が活性化に結びついているのか、その実態をまず伺っていききたいなと思います。

それから、もう1点は消防費の今回は実施設計費及びということでございまして、この洞爺地区の正確な名称は忘れまして、ごめんなさい。それで、洞爺の消防分署といいましようか、あそこを改築することによって、新築することによって緊急の救急体制がかわるのかどうなのか。私はやはりこれから高齢者社会がどんどん打ち寄せきて、これからもっともっと洞爺地区等々においても高齢者がふえるだろうと、そうすると緊急で救急体制というものはもっともっと強化をしていかなければならないのではないかなと思うのですが、こういう西胆振消防組合伊達消防署洞爺出張所そのものが新築されることによって体制が変わってほしいという強い思いもあるわけですが、その辺はいかがでしょうか、伺っておきたいなと思

います。

議長（千葉 薫君） 佐藤産業振興課長。

産業振興課長（佐藤孝之君） まず、チャレンジショップの関係でございます。

限度額が幾らかというお話でございますので、補助につきましては建物の改修と備品購入、家賃補助と三本立てになっております。

それで、建物の改修につきましては限度額が50万円でございます。備品購入につきましては30万円でございます。それと、家賃補助につきましては1年目が50万円で、2年目が30万円ということになってございます。

それで、今回の該当者は3件ということの補正予算でございますが、それぞれ中の申請の段階で中身を確認しているのですが、その段階で満度に申請されている方は建物と備品が2名、満度に申請しておりますが、あと1名につきましては満度ではございませんで、計算しますと今回補正というような金額になってございます。

それともう1点、現在まで何件、補助を使って事業を行っているかというご質問でございます。それで、平成23年度から実施しております、平成23年度が3件でございます。そして平成24年度につきましては、平成23年度申請の方の2年目の家賃補助ということの1件でございます。それから25年度につきましては2件ということになってございまして、合計5件、家賃補助を入れると6件ということでございます。

それで、これを実施したことによって、あくまでも地元の方も利用できることはできるのですが、町外からの移住者もございまして、移住、定住にも結びついている事業だなということでございます。

以上でございます。

議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 9款消防費、西胆振消防組合の負担金という形での消防署の実施設計のご質問でございます。

正式名称は西胆振消防組合伊達消防署洞爺出張所になります。こちらのほうで議員お話ししております緊急時の救急体制新築によって今以上によくなるかというご質問かと思えます。

現状の洞爺湖町の救急件数でありますけれども、平成25年、救急の出動につきましては485件ございました。本町地区303件、また温泉地区につきましては100件、洞爺地区につきましては82件の救急の出動がございます。

洞爺地区までの救急車の到達時間でありまして、洞爺地区に関しましては約17分、また財田地区に関しましては約21分、香川地区につきましては約15分となっております。

救急隊の配置につきましては、広域での連携をとりながら救急車の配置が行われているところでありまして、香川地区につきましては豊浦の救急車が出向くという形になっております。

それで、洞爺地区の救急の部分なのですが、119番通報によって救急車の出動要請があった場合なのですが、洞爺出張所の所員がそちらのほうに救急車が来る前に先に駆けつけて、応急処置というか、事前にその病状等、確認する部分で今のところやっている

ところでありまして、今後もそのような体制でやはり救急車がつく前にもA E D等持ち込んで、いろいろな救急隊員の事業をやっていくという形で整備をしていくところに考えているところでございます。

そうした部分で新築によってという部分では、建物、消防車両以外救急車の配置はないですけれども、今の現状の中で救急体制を整っていきたいと考えているところであります。

議長（千葉 薫君） 越前谷議員。

10番（越前谷邦夫君） 先ほどのチャレンジショップ支援事業のところ、もう少し伺っておきたいのは、実際に今まで6件の該当があったと、該当が6件であったのだけれども、今、実際に稼働している支援ショップ支援事業の補助をいただいて一生懸命頑張っている方もいるでしょうけれども、その辺は件数は何名なのか、それから街の中に入ってみると、例えば店から店へ場所をかえたと、こういう方にもこの支援ショップ支援事業ということで補助がつくということなのかという、そういう疑問符を持った方々もいるのです。

したがって、こういう方々のそういう不満とか疑問を払拭させるためにはやはり、こういう基準があるのですよと、こういう基準を満たないとこの支援事業の補助をいただけないと、こういうことでなければならぬのではないかなと思うのですが、その基準を若干、簡潔でよろしいですから、ご説明いただければありがたいのです。

それから、先ほどの消防の件なのですが、これは理事者の大きな政治姿勢の一端になるのではないかなと思っているのですが、やはり私は住民の方々の生命を守る、財産を守る、これはやはりどの自治体も町も真剣に取り組んでいることであるという理解は深めておりますけれども、やはりこれからの洞爺湖町、とりわけ洞爺地区の方々の高齢化がどんどん進んでくるだろうと、そういうことになりますとやはり緊急発動する回数も従来にまさるふえてくるのではないかなという気がしてならないのです。

したがって、何とかこういう方々の生命を守る手法の一環として、こういう救急車の配備というものが考えられないのかなと、それをやることによって多くの方々の命を守るということになるとすれば、命というのは金でかえられないものであるだけに、その体制というものを構築できないかなという、そういう思いがあるものですから、ぜひ理事者の見解も伺っておきたいなと思います。

それができないとするならば、今、防災課長が述べられたような体制でいいのかなと、僕は洞爺湖温泉に救急車が配備していたころは、もう少し考え方というのは緩和されていたのです。

ところが、洞爺湖温泉からも救急車が消えてしまったと、そうすると虻田から行く、虻田の救急車が出ていないと壮警から来る、豊浦から来る、こういうことになるとどんどん、どんどん時間が延びてくる、そのことによって助かる人も助からないのではないかなと、そういう懸念、危惧をするものですから、これからのまちづくりの大きな骨格の一環として住民の生命を守るという観点から、理事者はどのような見解をお持ちなのか、お聞かせ願えればありがたいのですが。

議長（千葉 薫君） 佐藤産業振興課長。

産業振興課長（佐藤孝之君） まず1点目のご質問でございます。

現在、6件中、何名まだ事業をしているかということだと思っておりますが、実際の件数は、事業されている方は5件ございまして、そのうち2件がいろいろございまして、これも個人情報になる部分もございまして、現在は3件ということでございます。

それから、事業を認める基準といいますか、その辺のお話だと思っておりますけれども、あくまでも事業の対象は小売業、サービス業、飲食業ですとか、そのほかいろいろ対象になる部分もございまして、あくまでも新たに本人が開業して、それでいろいろ自分の事業計画を出した上で、それが該当になるかという中身を審査した上で認めているわけですが、あくまでも新規に事業を興す場合ということでございます。

ですから、以前に例えば店をやっている、それが自分がやっていたのであれば当然、問題といえますか、自分がやっていたものをもう一度、自分がやるということであれば、それは該当にならない部分もあると思いますが、あくまでも新たに開業するというところでございますので、そういった場合は該当になるということでございます。

議長（千葉 薫君） 八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 救急の関係でございます。

救急車の配置につきましては、西胆振総合組合の中で検討決定されているところでございますけれども、西胆振消防組合の中で決定されているところでございますけれども、西胆振消防組合伊達さんが加入する前は、一番最初はたしか洞爺湖町に、旧虻田町ですけれども、旧虻田町に1台ということで配置をしていました。

それで、壮瞥、豊浦地区関係もございまして、地元でやはり救急車が到着する時間を短縮してほしいという観点から、豊浦、壮瞥もそれぞれ配置すると。なお、西胆振消防組合で組み合い形式でやっているものですから、負担についてはそれぞれ共通的な人口とか財政とか、そういうものを勘案しながら配置するというところでございます。

確かに議員、ご指摘のとおり、洞爺17分、18分、20分、恐らくかかり過ぎだろうというご指摘もございまして。ただし、しかしながら、そこだけで22分を10分程度に短縮するために救急車を配置すると、これはやはり財政的にも非常に厳しいものがございます。

端的に申し上げますと、今の西胆振消防組合管内の人口規模でいけば、国の基準では約2台、多くても2台ということでございます。洞爺湖町で申し上げれば9,600ですから、ほかと連携してやりなさいと、このような考え方だと思っておりますけれども、いずれにしてもそういう観点からやはり財政の問題もございまして。一度初めると途中で、いやもう苦しいですからやめると、こういうふうな形になりません、

ですから、そういうことも勘案しながら、やはり救急要請される方に消防署洞爺出張所の隊員が直接、連絡先に向かひまして、応急的な処置等々、AEDも含めまして、そういう教育もしておりますので、そういう方向でこれからもしっかりとやっていくと。

また、その洞爺湖町が救急車、もう1台ふやすべきだという議員があるとすれば、それは

やはり構成市町の負担もありますので、そこら辺の中でしっかり議論しながら考えていきたいと、このように考えているところでございます。

議長（千葉 薫君） よろしいですか。

越前谷議員。

10番（越前谷邦夫君） 先ほど支援ショップ事業のところ、確認しておきたいのは今までやっていた方が別なところへ移ったと、同じ町の中で。その方々もこの支援ショップ、支援事業の補助をいただけるという該当になるのですかということ、ちょっと確認しておきたいなと思います。

というのも、そういう声が町の中にあるのです。そういうことなのですかという疑問を持っている方々もいるものですから、そういうやはり声を払拭していかなければ、やはりそういう一生懸命頑張ろうとしている方々の不愉快な思いをさせるでしょうから、だからそういった基準というものを明確にすべきではないのかなと思うものですから、その点、お聞かせ願いたいなと思います。

それから、消防の関係について、今の副町長の答弁で行政の考え方というのは理解したのですけれども、自分の思いはやはり、人の命というのはお金で買えないという、そのことをしっかりと行政関係者、それは我々もそうですが、しっかりと認識を深めた中でどういう体制を構築したならば、これから発動が多くなるであろう、この環境で制覇できるのか、そういったことをやはり考えていかなければならないのではないかなと思うものですから、その辺、もう理事者簡単で結構ですから、理事者の考え方をお聞かせ願えればありがたいなと。

議長（千葉 薫君） 佐藤産業振興課長。

産業振興課長（佐藤孝之君） まず、目的でございますが、これはあくまでも空き家、空き店舗を活用して、地域に根差した特色のあるショップを開業するものということでまず趣旨ございまして、それで対象にならないものについては空き店舗等の所有者と同一世帯及び親族でない者ということでございますので、ですから新たに開業する場合は問題ないというふうに判断をしているところでございます。

ただ、その辺の具体的な内容については、今の要綱には至っておりませんので、それも一応、整理していきたいというふうに考えております。

議長（千葉 薫君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） 消防の関係でございますけれども、洞爺のほうの町政については相当、老朽化してきているということもございまして、これは以前から建てかえをしなければならぬということで、今回、実施設計の補正を上げさせていただいているところでございます。

当初、いわゆる洞爺総合支所と合致区ということも検討されたようでございますけれども、もろもろの事情を勘案して消防庁舎については次年度へ回させていただくということが決定されまして、今回、いろいろ検討した結果、消防とも十分協議した中で、今の現在地に消防庁舎を建てていただくことが一番ベストだと、それは広い道路が隣接しているということが一番大きな条件でございましたけれども、そういうところで消防署を建てかえさせていただ

くと、加えて救急車の関係でございますけれども、いわゆる西胆振消防広域連携の中で、当初は救急車が7台ございました。そして、それを全国的、国のレベル、基準にあわせると5台にしなければならない、距離的なものをはかりまして、豊浦さんが担当する部分、そして壮警さんが担当する部分、さらには伊達市が担当する部分、そして洞爺湖町が担当する部分、エリアをそれぞれ人口ベースにしながら策定をしていた経緯がございました。

私どもの町につきましては、温泉分室のほうに救急車が当時1台配置されておりまして、それを1台にしなければならないということで、当時、温泉地区の方々にもいろいろ説明をさせていただきながら、ご了解を得た中で1台にしたという経緯がございます。

消防車を仮に自前の町村で、今の広域の枠組みの中でやるということは、なかなか先ほど申しました国の基準に当てはめてやっているものですから、難しいところがございます。さらに、自前でということになりますと、自賄い方式でやらなければならないと、そのときの救急車1台配備することにつきまして、職員を9名増員しなければならないという問題もございます。

先ほど副町長が話したとおり、人件費の問題、さらには消防車両の問題、さらにはそれを維持管理していく関係等々勘案しますと、1年間にかかる経費が相当数の経費になります。

私どもの今の財政状況の中では非常に厳しいということから、今現在、本来ですと出張所でございますけれども、2名体制の6名を配置させていただいております。その6名については、いざというときの救急活動業務、これは初期の活動でございますけれども、全てに精通できるようにということ、先ほどこれも副町長申しておりましたが、訓練に訓練、あるいは講習等々も受けていただいております。

これら、まずは初期の段階の整備をして、そして救急車が到着した時点では、すぐに病院のほうへ搬送できるよう、そういうことに力点を置きながら、洞爺地区の安全確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、救急車ではどうにもならないという場合には、今、ドクターヘリとも提携させていただいておりますので、そちらのほうも活用させていただきながら、地域の安全確保に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） なぜ私が議事進行の発言を求めているかと言いますと、今は補正を審議しているわけです。決して私、発言者を否定したり、発言の内容が悪いとか、だめだと言ってるのではないのです。大変、内容のいい質問です。私も聞いていて、本当に真に迫る内容だなと思っています。

これは、政策的な立場で判断しなければならない面があります。たまたま、真屋町長がいるから聞ける、これが決算審査入った場合、真屋町長いなくなったときどうするのですか、こういうことを許していたら。

もし、今の発言を許すとすれば、この後、決算審査でそういう発言をしていければ、本人

がいなくなったところで誰が発言を許すのですか。

ですから、この辺はやはり補正だということを念頭に置いて議事進行をしてもらいたいと、たまたま後ろのほうではいいのだと、いろいろ言いますけれども、発言が決して悪いわけではないのです、発言内容は大変いい内容なのです、聞いていて。

だけでもこれは、一般質問で施政として聞かないと、この後のことがあるから言うわけですから、その辺の取り扱いを十分、注意してほしいと思って発言しました。

議長（千葉 薫君） 私の立場とこの消防費は今回、出てきた補正予算の中の設計費等が出てきたと、それにかかわる質疑だというふうに感じておりますので入れさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

ほかに質疑ありますか。

4 番立野議員。

4 番（立野広志君） 何点か、この補正予算にかかわって町長にお尋ねしたいのですが、まず最初に歳入で言いますと3ページになりますが、社会保障税番号制度システム整備費補助金ということで、これは歳入部分に1,767万8,000円計上されております。これは非常に大変問題の多い内容なのですが、町長自身がこれを今回こういう形で一つは補正として提案されたことについて、特に情報の管理に対する不安、あるいはプライバシーの侵害の問題、こういうことについてどのようにお考えになつての提案なのかということについて、まず最初に確認したいと思います。

それから、二つ目は4ページになりますが、ふるさと寄附金収入の関係についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

この事前にいただいた資料の中を見ますと、その寄附の中身でいろいろスポーツ観光であったり、あるいは観光推進事業であったり、まちづくりであったりというふうに寄附者の意向を反映したのものもあれば、そうでない、例えばその他とか、特になしとかというのが二つに分けて書いてあるのです。私もその他と特になしというのはどういう意味なのかなということちょっと違いがわからなかったものですから、いずれにしても寄附としてふるさと寄附金として収入をいただいているわけですが、これの件数としては一番多いのは特になしというのが206件、その他が42件となっているようです。この辺の表現の違いは何からくるのかということも、これは簡単でいいのですので説明いただきたいと思います。

それから、歳入では4ページ、歳出では5ページになりますが、次世代自動車インフラ整備事業についてお尋ねをしたいと思います。これも事前に委員会で説明がありましたけれども、二、三ちょっと私お聞きしたいことがありました。というのは、この中で町が事前にいただいた資料の中には、公共用地内にEV、あるいはPMV車等の充電インフラを整備するというふうに書いてあるのですが、これはPMVではなくてPHVの間違いではないのかということと、実際にこれが3カ所設置するというようになっておりますが、私ちょっとホームページをいろいろ調べてみましたら、もう既に洞爺湖温泉78番地に急速充電器というのが設置されているのです。これは、今回の事業とは全く関係ない形で既にもう設置されたもの

なのかどうか、そのようなことをちょっとご説明いただければというふうに思います。

それから四つ目ですが、これは広域連合に関係することについてお尋ねしたいと思います。広域連合の覚え書き、無効確認請求事件に伴う負担金の増額ということで、当町においては28万4,000円が増額されるわけですが、これは事前にいただいた資料を見てもちょっとよくわからない部分がありました。広域連合の一般会計補正歳出内容については、補正額は収入額と一致するわけですが、内訳についてはよくわからない記載の方法になっています。

いずれにしても、今回、新たに弁護士に依頼をして訴訟を起こすわけですが、なぜこういう経緯になったのかということを含めて説明をいただきながら、これまでの町がかかわって連合がやっているわけですが、そもそも訴訟の方法と今回の新たな訴訟の方法の違いとか、あるいはそれによる弁護士もなぜ門前払いになるような扱いになることを事前にわからなかったのか、あるいは論点がどうもよくわからないのです。その辺を町としてどう受けとめているのか、このことを改めて説明をいただければなというふうに思っております。

ホームページを見ますと、広域連合の総務常任委員会での議事録も見ることができました。その中で、いろいろ説明されているのを見ても、どうも納得できない部分もあるものですから、いずれにしても町長としてはこの問題についてどのように受けとめているものなのか、改めて公式な場で説明をいただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） まず、1点目の社会保障税番号制度の関係のご質問でございます。

その中で、情報管理、プライベートについてのご質問だと思いますけれども、この制度につきましても昨年5月に行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律というのが成立されて、平成28年1月からこの番号制度が開始されるということになっております。

これに伴って、今回、補正につきましても、例えば住民基本システムとか、地方税システム、それとか介護保険システムなどのシステムの更新、それと中間サーバーというのができますけれども、これにかかわる経費を補正をさせていただいております。

この情報の管理、プライバシーに関係のご質問でございますけれども、まずこの番号制度というのは一人ずつの番号が付与されるような形になりますけれども、それを活用して行政機関や市町村などが情報を使っていくような形になりますけれども、この情報管理、プライバシーの関係でいきますと、まず中間サーバーというのがございますけれども、これが市町村からの情報を一度、中間サーバーという場所に保管をするような形になりますけれども、このときには個人番号というのを使わずに、符合で管理するようになります。

それと、その中間サーバーから情報ネットワークシステムというのがございますけれども、これが国とか、ほかの市町村とかに情報の伝達を行うような形になりますけれども、このときについても個人番号を使わない形での情報の提供をされるということでございます。それに伴って今回、補正を提案させていただいております。

2点目のふるさと納税の寄附の関係でございます。特になしと、その他の区分でございますけれども、特になしというのは町にお任せをいたしますということの中身でございます。それと、その他につきましては寄附をされる方の考え方によってこういうものに使用してほしいというような寄附の用途を記載していただいております。今回、42件ほどその他で来ておりますけれども、アイアンマンの関係で利用していただきたいという形の寄附がほとんどでございます。

以上でございます。

議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 次世代自動車のインフラ整備事業の部分で、事前にお渡ししました内容につきましてPMVと書かれてありました。大変、申しわけありません、PHV、プラグインハイブリットが正解でございます。

また、洞爺湖温泉町78番地、ホームページで掲載されているというお話ですけれども、急速充電に関しては確認していません。ただ、洞爺湖温泉にホテル、旅館で充電器を整備していくというお話は来ていますので、その中で急速充電器が整備されるホテルがあるかどうか、まだ確認はしていませんけれども、そういううわさはございます。

ただ、今回、こちらがつけようとしている部分は洞爺湖町役場、洞爺湖文化センター、そして洞爺総合支所の3カ所、こちらの部分の急速充電器の整備を考えております。その部分とは別になっております。

議長（千葉 薫君） 室田環境課長。

環境課長（室田米男君） 西いぶり広域連合に対する負担金の今回、補正を上げさせていただいています。28万4,000円、これの内訳ということで前回お示ししてございましたけれども、その内容がわかりにくいということだと存じます。

まず、町の負担金ですが、これまでのようにごみ処理のいわゆる均等割、ごみ量割で計算してございます。訴訟費用が355万8,000円でございますので、それに基づく割合でございます。

費用の内訳ですけれども、旅費が120万円、これは東京へ6回、それから札幌へ6回ということで、職員の旅費ということでございます。また、弁護士の委託料として231万6,000円でございます。これは、印紙代が104万9,000円、この104万9,000円につきましては、25年度として支出しました特例委託費のマックス、一応、決算では3億4,240万円となっておりますが、これに基づいて印紙代を積算しました結果、104万9,000円ということでございます。

また、裁判所に納めます予納郵券料、これが7,000円、また弁護士の旅費等で126万円ということでございます。

そのほかに、室蘭と札幌の弁護士さんとの打ち合わせのために第2打ち合わせということで4万2,000円の高速使用料が見込まれております。これを全部足しまして、いわゆる355万8,000円という内容になります。

それからもう1点ですが、覚え書きの関係ですけれども、ご承知のように覚え書き確認素

地につきましては、一審判決が出てから、その一審判決の中におきまして、その負担責任の所在、では誰がどういう負担をするのかという所在を結果的に裁判所としては判断をしないということで却下となったということに対して、不服であるということから公訴をしたということでございます。

また、覚え書き確認訴訟請求の経過におきまして、いわゆる当初は貸し付けとしていたのですが、この裁判所のほうから貸し付けであって、損害が発生したとは言えないという当初、ご指摘がございました。しかし、途中でこれを特例委託費ということで変更いたしまして、これによりましてこれを損害である、いわゆる性能保障が満たされないためにこれだけの費用がかかるという、損害金に該当するということで請求の趣旨をかえて、今後、新たな訴訟を提起するのでもございます。

また、提訴する先はご説明申し上げておりましたが、東京地方裁判所ということでございます。相手方との同意があるということで、東京地方裁判所ということで選ばれましたけれども、この東京地方裁判所が選ばれた理由としては、そこで裁判を行う理由としては、広域連合としては建設関係の請負契約に詳しい、そういった専門機関が地方裁判所のほうの中に存在するということから、今回、損害賠償請求をすることによって、1回目と違って中身に踏み込んだ審議がされるだろうということを期待しているということでお伺いしております。

以上でございます。

議長（千葉 薫君） 立野議員。

4番（立野広志君） 先ほど、私は町長がどう考えていますかという話をしたのです。このマイナンバー制度についての設立経緯とか、その内容については私もよく知っているつもりです。

ただ、この法律がマイナンバー法が三党合意でつくられて、経団連などもこの制度を導入してほしいということで随分と要望が出ていたそうですが、これはご存じのように消費税と社会保障の一带改革関連法案の一つとして、この野田内閣の当時に1回出されたわけですが。

ところが、衆議院が解散して廃案になったけれども、次、2013年5月に改めてマイナンバー法が成立して、そして先ほど説明あったように15年10月から国民にマイナンバー記載の通知カードを送付する、そして16年1月からはマイナンバーの利用開始が行われると、こういう筋ですよ。

ただ、これについては日本弁護士連合会も、それからお医者さん方の団体ですね。こういうところも保険医師会、こういったところも非常に問題があるということで実は反対の決議も上げているのです。

ところが、実際には国会で強行採決されて、成立したと。これが成立したから各自治体でとにかくそれに添ってやらなければならないという考え方はわからないわけではないけれども、しかしそのことによって、では本当にこの個人の情報管理、これがきちんとできるのかどうか、プライバシーの保護がちゃんとできるのかどうか。この点については実は何も解決していないのです。

最近でも民間の何とかという学習教材などを出しやっている会社、ここでも大量に名簿が流出して、大変な問題になっています。それ以外にも幾つも情報漏洩の問題、どんなに暗号化しても、結局、システムエンジニアがかかわっていけば、そういう暗号も何もみんな解読していくわけです。

そうすると、結局、プライバシーも人権も何もないと。ましてや、この全ての情報を一元化してしまうわけでしょう。一つの分野とか、一つの業務だけではないのです。国民全ての情報を一元化して、それを管理するということですから、これは大変なことです。

このことについてどういう思いでもって提案してきているのかということをもまず説明をいただきたいというふうに思います。

それから、広域連合の関係で、わずかな金額ではあるけれども、結局、合わせればこの355万8,000円というのが、この加入している各自治体が合計額として負担するわけです。その負担する理由はあくまでも過去に覚え書きを結んで、そして性能保証をもう請求しませんということを覚え書きを結んだことに対して、それは全く事実をきちんと説明されなかったために、これは覚え書きを結んだけれども、これは無効だよと言ったけれど、これは門前払いになってしまったと。今度、運営していく以上、赤字も出てくると、その穴埋めするためにお金も出さざるを得ない、出すやり方として、今度は貸し付けにするよとか、というふうにして名目をかえるわけですけれども、でも本当にこの問題がこれで解決できるのかどうか、このことについて町長としてはどうお考えなのかということをお私に説明していただきたいなと思うのです。

担当の職員がどうです、こうですとか事務的な答弁をいただくのではなくて、この町の責任者として、この問題に対してどう考えているのか、このことについてもう1回、きちんと説明いただく必要があるのではないかなというふうに思います。

それから、ちょっと追加で申しわけないのですけれども、観光施設検討委員会の関係でちょっとお聞きしたいと思います。今回、新たに観光施設の運営等に関係してそれを検討していただくための委員会を設置するというふうに提案されました。その報償費が補正予算に出されておりますが、これも事前にいただいた資料を見ますと目的が現有観光施設等の利活用について検討する委員会を設置するのだということですね。

私、以前に議会で文化センターのことを取り上げたことはありました。年間に使われる日数は非常に少ない、本当に文化センターなら文化センターを年間通じてどう有効に活用していくのかということについても一つ新しいパンフレットそのものもできていないし、宣伝する材料もないと、これではまずのではないですかという話をしたことあったと思うのです。

例えば、そういう文化センターもこの検討の施設に入っておりますけれども、ただメンバーを見ると、本当にそういういろいろな観光施設を実際に利用している団体、そういう団体の人たちの声も聞く、そういう構成になっているのかなと思うと、意外と入っていない人たちがいるのです。

例えば、ガイドセンター、あるいは有珠山ガイドの会やマイスターネット、ビジターセン

ターの運営協議会、あるいは芸術家友の会みたいなものを意外とその施設を中心に活用したり、やっている人たちが使い勝手がいい、あるいは観光客のいろいろな声を聞いて、こういうふうに変更したらいいとかという要望もあると思うのですが、そういったものをやはり反映していくということになると、実際にそれを利用している団体の声も聞くということが必要なのではないかなと思うのです。10名以内での委員を構成するというようになっておりますけれども、その辺の配慮も私は当然あっていいのではないかなというふうに思うのですけれども、その点についていかがお考えなのかお伺いしたいと思います。

議長（千葉 薫君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） まず1点目の社会保障税番号等制度システムにかかわる番号制度の処理の関係でございますが、皆さんご承知のとおり、我が国は民主主義国家でございます。法律は、国会の場で決められます。委員会から選挙を受けて、代表して国会議員になり、その場で法律が定められるわけでございますが、その中で今回、法律が定められたということで、私ども末端地方自治体の場合には、やはり今の現有の中では法律に従って、淡々と事務を遂行しなければならないかなというふうに考えております。

また、マイナンバー制度につきましては、過去において、いろいろ議論があったことは承知しております。その中で、今、私ども、国挙げてのことだと思いますけれども、いろいろな各地で事件等が発生しておりますが、それに耐え得るだけの施策を講じながら、この制度を生かせるようにしていければなというふうにも思っておりますし、最悪の場合のことも危惧する部分はございますけれども、何とかこの制度が本腰を入れて進んでいっていただければなというふうに考えているところでございます。

また、2点目のいわゆる次世代自動車充電インフラ整備事業等々でございます。失礼しました、西いぶり広域連合における賠償責任訴訟の関係でございますが、当初、私どもも西いぶり広域連合の一員として、事務局サイドのほうから覚え書き確認無効請求の訴訟の関係でお話を聞きました。

かかると25年度分の費用については、とりあえず貸付金と判決が出るまで貸付金というふうな形で処理をさせてほしいということでございまして、覚え書き無効、これが通ればいわゆる勝てるのかなという思いもございます。

しかし、残念ながら裁判所のほうでは一審判決で門前払いとなるような一審で却下という判決が下ったと。しかし、この西いぶり広域連合、当時は西いぶり廃棄物処理広域連合と言われておりまして、ごみ処理に関して入札もし、そしていろいろな情報を集めながら、この業者ということで決まったわけでございます。そのときには、性能保証等々でいろいろ契約上の中でも締結があったように記憶しておりますが、たしか10年間はその大手元請け会社のほうで、また2社でしたか、そちらのほうで保証させていただいたのです。

ただ、その10年が経過して、そのときに機能保証ができたというふうな会社側の主張でございましたが、西いぶり広域連の方では、まだまだ機能保証はされていないのだという中で、当初、覚え書きが発生し、それでは無効だよという裁判を起こしたという経緯がございませ

たけれど、これは裁判所のほうで残念ながら門前払いになるような結果になっということ、改めて性能保証をしっかりと会社側にやってもらいたいということで、今回、問題提起といたしまして、訴訟を新たに起こさせていただいたという中で、私どもも実は1回目の裁判の中で、私どもの指定した弁護士さんが非常にづらい思いをしたという経緯もございまして、弁護士をかえてはというお話もさせてもらったところでございますが、事務局サイドのほうといたしましては、この弁護士さん、非常に勉強して熱心で、何とかこの次、これでいけばある一定の成果が得られるのではないかという思いがございまして、そのお話を聞いた中で今度は改めて性能保証の関係で損害賠償請求という形で起訴をすると、訴訟を起こすというふうなことでございまして、私どもはその推移を見ていかなければ、見守っていききたいのだというふうに考えているところでございます。

また、観光関係の関係につきましては、観光課長のほうから答弁をさせていただきます。
議長（千葉 薫君） 澤登観光振興課長。

観光振興課長（澤登勝義君） 観光施設等利活用検討委員会の設置についてでございます。

この委員会につきましては、今月中に設置するべく進めてございまして、議員のご意見につきましては、この検討委員会の中で利用者の声というものも反映いただけるように検討をいただくように進めてまいりいというふうに考えております。

議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

立野議員。

4番（立野広志君） 今、町長言われましたけれども、確かに法律は悪法であっても法ですから、自治体としてはそれを順守していかなければならないのはわかります。

そういう中で、私、先ほどから聞いているのは、そうであったとしても町長としてこれはどういう思いで提案されているのかということをやはりしっかりと説明いただきながら、今提案をいただくことが必要なのではないかなと思うのです。というのは、それとあわせてこの情報管理の不安や、あるいはプライバシーの侵害になるのではないかという不安や問題、これをではこの自治体として、町としてどうそれを払拭するための手だてなり、努力をするのかということ、単に国からの説明だけではなくて、逆に国に対してその信頼を得られるような対応を求めていくというぐらいの強い意志があっているのではないかと私は思うのです。

そういったことをきちんとやっているのかどうかということ、ただ受けるだけではなくて、やはり町民の生活なり、暮らしなり、経営なり、あるいは個人情報やプライバシーを守る、この立場に立ったときに首長としてはどういう対応をとるのかということが私は問われていると思うのです。

そのことについてやはりきちんと説明なり、対応をすべきではないのかということ、伺っているわけで、そのことについては何もされていなかったのかどうか、改めて確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから広域連合の関係は、もともとの発端が覚え書きを結んだということにあると思うのです。何か聞けば広域連合の議員の人たちは、ほかの町に視察に行くと大変、勉強になっ

たというふうに伺っていますが、実はこういう書類方法をとっている施設の多くが実は問題を起こしているでしょう。その問題を起こしていて、それでもってそれぞれ町が苦勞しているわけです。こんなのはもう続けなくて新たにつくったほうがいいのではないかというふうに言っているところもあるそうですけれども、いずれにしてもそういう点でいうと、こういう熱溶融という方式によってごみを処理するやり方そのものが、いろいろな意味で問題あるし、だからつくった設置者、請け負った会社、こういったところにやはりきちんと最後まで責任を負わせるという姿勢があつていいと思うのです。

その中で覚え書きを結んでも非常にわからない問題なのです。広域連合の中でも、それはぜひ私は町長としても改善、そういう体質を改善させるということが必要なのではないかと思いますし、町民に向かって説明するときにはだつて、そういう広域連合がなぜそれでは覚え書きを結んだのだということは絶対出てくるわけですし、今でも出ているわけです。そのときに、首長として、または副連合長として、どういう態度をとってきたのだと、そしてこれからどうとっていくのだと、そういう中で今回の新たな負担というものがやむを得ないのだよと、これでもって、先ほど町長が言われたように訴訟に勝てる可能性があるのだということが、そういうことをきちんと説明すべきではないでしょうか。そのことを改めて伺っておきたいと思ひます。

議長（千葉 薫君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） 西いぶり広域連合の関係で先にお話させていただきますが、正直言ひまして、その覚え書きが締結されたということについては、当時の各加盟の市町村については、室蘭市を除いて、ほとんどの市町村が聞いていなかったのが現実でありますし、私どももそういう書類があつたことすら知らなかったという現状がございます。

事務局のほうとしては、当初、その覚え書きそのものが無効だということで訴えをさせていただいたわけですが、残念ながら裁判書のほうで、第一審で門前払いというふうなことになったということでございます。

また、その広域連合のあり方の中で、当初から熱融路、例えばセラミック管でございますが、当初の仕様書では非常に細い管でございました。それをたまたま西いぶり広域連合の議会の中で、私どもの町の議員さんが声を大にしておかしいのではないかとということを訴えていただきました。その後、その性能保証の中で太い、いわゆるセラミック管にかえてもらった部分があるわけですが、それが耐用年数からいきましたら、通常は何年間か先、例えば4年、5年、耐用年数がありますよというものが、その太い管にしても、なおかつ耐用年数が後から非常に短いというふうなものもございまして、これは当初の契約上おかしいのではないかとすることを再三言わされてきたところでございます。

そして、今回はいわゆる覚え書き無効の中で、今度は性能保証、性能機能保証をやはり設置者はしっかり持つべきではないかということを提起しようということで、改めて訴訟ということになったわけですが、裁判の中身につきましてはどちらが勝訴、私どもが勝てる見込みがあつて起訴をさせていただいたところでございますが、裁判の内容等々につい

ではその結果がどうなるのかは正直言って私どももまだ手探り状態のところがございます。

その中で、住民の方々にこれでやったら勝てるのだというふうな内容のものをお示しするのは、今の時期どうなのかなという思いもありまして、今回、その流れを議会のほうに提案し、そして今回、訴訟にかかる費用等々についてご提示をしているところでございます、その辺の関係については何とかご理解を賜ればというふうにも思っているところでございます。

もう一つの観光については総務課長のほうから答弁させていただきます。

議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） 社会保障番号制度の関係の安全性、信頼性関係の質問でございますけれども、まだ問題点や課題点などいろいろあるかと思っておりますので、北海道を通じまして国のほうにこういう問題、課題があるということで伝えていきたいというふうに考えております。

議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

2番小松議員。

2番（小松 晃君） 2点お伺いします。

ページは7ページで労働費。今回、この人材育成業務というのが3回目の追加補正なのですけれども、以前に質問していたかどうか定かではないので改めて確認しますけれども、業務委託ですから当然、業務委託契約締結したのかなと思いますので、その委託先と委託業務の内容どのようなことなのか、まずお伺いします。

それともう一つは、観光振興費で観光誘致強化対策事業補助金488万円ですから、随分大きい金額なのですけれども、それで補助先は洞爺湖温泉観光協会なのかなと想定はされます。ただ、この488万円ですから、全体の事業の内容と、それから全体の事業費、そのうちの何%は町が補助する488万円なのか、それをお伺いします。

議長（千葉 薫君） 佐藤産業課長。

産業振興課長（佐藤孝之君） まずは緊急雇用の関係だと思います。

これにつきましては、既に現在、北海道から5回目の募集もありまして、それは該当ないということで報告はしているのですが、実はこれは4回目の募集でございます。その中で、今回、実施しようという中身が、まずあくまでも目的でございます失業者を雇用するというところでございますが、現在ある泉源の廃湯の管理ですとか、それからそういったものに関する業務を通じて温泉に関する理解を深めながら地熱水発電に関する知識の習得や観光資源としての活用に関して地域の観光関連事業者や団体との連携を深めながら、利活用をしていくということが目的でございます、そういったことをできる事業者ということになると、温泉を管理している事業者ということになるかと思えます。

それと、内容は今言ったようなことで、最終的には失業者を雇用して正規雇用につなげていくというような中身でございます。具体的にどこの事業者かということでございますが、それは今、言ったように温泉を管理している、そういった業者ということになるかと思

ます。

議長（千葉 薫君） 澤登観光振興課長。

観光振興課長（澤登勝義君） 観光誘致強化対策事業補助金の488万6,000円の内容でございますけれども、内容といたしましては国内外国人対策事業といたしまして、東京都都市部にございますランド会社の訪問等のセールス、PR活動、それから成長市場の外国人対策事業ということで、これまでも町長トップセールスということで、かなりの成果があったということで、今回、また2月ぐらい予定して、実施をしたいという内容。

それから、新幹線の2次交通対策ということで、これにつきましては北陸の新幹線、それから27年3月開業するということと、それに伴う観光バスの定期運行などの視察などを実施しながら、函館開通に向けた取り組みというものを検証してまいりたいという事業内容でございます。

それと、外国人の受け入れ体制検証事業ということで、夏場の繁忙期についてはことしもかなりの順調な状況で推移、延びてきている部分は実感としてございます。これから秋口から冬期間、これが今までも課題でございましたので、この部分のバス運行による助成をしながら、この洞爺湖周辺、それと昭和新山へのバス運行というようなのが冬期間とまるという部分もございまして、これら等の運行によって、これから外国の方々もかなり多く来られていると、問い合わせなども昭和新山に行きたいのだけれども、その交通手段というのが限られてしまうという部分で検証をしてみたいという事業、それから2年後に洞爺湖温泉の開湯100年という記念事業になります。この事業組織委員会を立ち上げまして、2年後のこの事業にいろいろ洞爺湖温泉全体として新たな事業展開というものを模索してまいりたいということで、これにかかわる経費ということでございます。

全体事業といたしましては730万円ほどと、そのうちの488万6,000円を町のほうから補助をしてみたいという内容になってございます。

以上です。

議長（千葉 薫君） 小松議員。

2番（小松 晃君） 先ほど労働費では、あくまでも業務委託契約ですから、委託契約は締結するのですかとことに対しての答えがなかったのですけれども、委託先は事業者ということで、想像の範囲なののですけれどもわかりました。

業務委託ですから、その業務が終了したときには業務の成果等の提出だとか、業務報告というのは、その前の事業のときも確認はしていたのか記憶はないけれども、それは求めるのでしょうか、それを確認したいと思います。

それから、先ほどの観光振興費についても同じですけれど、730万円のうち488万円を町が助成するというので、たくさんのメニューがあって、逆に730万円のできるのかというぐらいメニューが多いのですけれども、これもあくまでもこの事業に対しての補助ですから、この事業が終了したときに成果報告というのは求めているのかどうか、それも確認したいと思います。

議長（千葉 薫君） 佐藤産業振興課長。

産業振興課長（佐藤孝之君） 済みません、先ほどの質問で委託契約をするのかというご質問で、これは委託契約をすることになります。

それと、今の質問でございまして、あくまでも道からの補助でございまして、それにつきましては、委託先から報告書等をいただいて道のほうにも報告をしているということでございます。

以上です。

議長（千葉 薫君） 澤登観光振興課長。

観光振興課長（澤登勝義君） 事業終了の成果等の報告というご質問でございますけれども、これについては先ほど申し上げた、例えば2年先の立ち上げでということで、すぐその効果というものを得られない部分もございましてけれども、各種事業展開する中で、当然、その成果の部分、実績というものについては逐次、終了とあわせて報告をいただきますし、観光協会のほうも年間の事業報告等々にもこれら町からの支援内容で、それにかかわる成果だとかというものも発表なっておりますので、そういう中で全部成果内容等については明確になっているというふうに認識しております。

議長（千葉 薫君） よろしいですか。ほかに質疑受けます。

沼田議員。

11番（沼田松夫君） 私は2点お願いしたいのです。

1点は、バス問題なのですが、新たに11月1日からなりますよという中で、予算を見させていただいたのですが、644万9,000円というのは5ページの委託料と13節の委託料と19節の負担金、これがそうなのかなと。

それから、逆に要らなくなる部分があってできているから、6ページでバスの委託料とかマイナス立っていると、こういうことで見ていたのですが、新しく立ち上げたために来年の3月31日までの部分としてバスの料金、費用、これはどのぐらいになっているのかという、このマイナスとプラスの関係上どうなっているのかというのを教えていただきたいと思えます。

それで、私、もう1点は、私も一時は責任を持っていた一人として西いぶり広域連合のことでございますけれども、私どうしても納得ができないのです。室蘭から説明に来てもらったときも、はっきりこれだけの覚え書きとして私、資料を持っているのですが、平成20年3月末日をもって、簡単に言いますと貸し契約保証期間はもう全部終わりましたよということを確認している用紙がここにあるわけです。

私も帰ってもう1回、自分がやっていたころの物を見ました。平成17年1月20日に先ほど町長の言われましたように非常に性能が性能どおりいかないと、こういうことであちこちからご批判もいただいて、この点について今後どうするかということについての説明を施設運営常任委員会で懇談会という形の中でやっているのです。

そういうときに、この覚え書きを交わしているのは日鋼の方が日本製鋼室蘭製作所長さん

がはんを押した、広域連合長とはんを押した覚え書きなのです、これは。ところが、この性能がうまくいっていないということについて説明に来ているのは全部、三井造船なのです。日光の人は一人も来ていないのです。この性能について設計状況の変更になりますから、いろいろやっているものですから、西いぶり環境を運営していくために費用増加になるような場合には、今後、相談させていただくと言っているのですよ。それを言っているのは三井造船なのです。

これもないよと、保証期間はもう終わりましたよと言って約束しているのは三井ではなくて共同企業体だからという形でしょうか、日本製鋼所の方とやっている。日本製鋼所はつくっているわけではないし、ですから性能についての説明は三井造船がしているので、その辺の話し合いはどうやったのだらうかと、連合長は。連合長は有効だと室蘭の事務局は言っていましたよね、我々の説明会のときに。

そういう中で、先ほど町長がおっしゃられたのは、1回目の訴えは門前払いだったというような言い方をされましたけれども、どうも私も新聞記事や何かを見ていますと、法的手続きで引き上げたと、要するに何を言っているかといったら、訴えの内容はおかしいぞと言っているのです、簡単なことを言うと。あなた方、貸付金が発生したから損害賠償だと言うけれども、あなた貸しているのだから、返してもらえば損害請求ならないでしょうと、そういう訴えの中身がおかしいぞということで第1回目終わっているわけです。かなりのお金使って、私は室蘭からこの説明を市にしたときから勝てないのではないのと、この覚え書きが存在する限りにおいては勝てないのではないのかということ言っているわけです。

今度改めてもう1回やると言っていますけれども、性能保証責任の不履行による損害であるということで訴えると言っていますけれども、もう性能保証は終わりましたと言っているものを一方に持って、どういう裁判をやりようと思っているのだと。頭おかしいのではないのかな、この弁護士と、私はそう思っているのです。だって、ここにちゃんとあるではないですか……

議長（千葉 薫君） 沼田議員、質疑の内容はそれでいいですか。

11番（沼田松夫君） この辺の感想を町長に細かいことを言えといっても無理でしょうけれども、私はそう思っていることに対する感想はお願いしたいと思います。

議長（千葉 薫君） 感想という、この場合は予算委員会ですから、この28万幾ばくかのこの予算をどうつけたのだということでの質疑にならなければだめなものですから、そういった質疑でよろしいですね。何のためにするかということで。

沼田議員。

11番（沼田松夫君） まずそれを聞いてから……

議長（千葉 薫君） それでは、今の沼田議員の質問に対して、鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 5ページ、8款企画費、洞爺湖町生活ネットワークの予算の関係でございます。

まず、内訳のほうご説明していきたいと思えます。13節委託料145万8,000円につきまして

は、洞爺地区を走る洞爺コミュニティーバスの金額になっています。これは、10月から来年3月までの経費となっております。

また、19節負担金補助及び交付金、地域公共交通運行補助金というのが499万1,000円出ておりますけれども、この部分が虻田地区を回る巡回、今、言われている巡回バス、それは花和のほうを回っています福祉バスが今回、コミュニティーバスタクシーという形となっている499万1,000円になっています。

内訳につきましては、虻田地区に関しては415万6,000円、また花和83万5,000円となっています。これと引きかえ、これは福祉のほうでまた説明あるかと思うのですが、民生費、社会福祉費、社会福祉管理費のほうで福祉バス運行業委託、これが洞爺地区、また巡回バスに関しては虻田地区、それと13節の委託料、高齢者バス運行業務委託料に関しては花和の部分になっています。若干、差額が出ているかと思えます、90万円ほどですけれども、一つには花和地区、今までバスを運行した部分をタクシーの部分での契約の中で金額が若干上がっている部分、また、虻田地区の路線の延長、空白地域の解消という形で運行のバスが約7本程度、運行が延びているのですけれども、そういう部分で運行距離が延びた部分での料金の差がこの金額の差となっているところであります。

以上です。

議長（千葉 薫君） 皆見福祉課長。

健康福祉課長（皆見 亨君） 私のほうから、民生費社会福祉費の1目社会福祉管理費、13節委託料につきまして、鈴木課長の答弁にプラスしてお答えさせていただきます。

福祉バス運行業務委託料につきましては、今、お答えいたしましたとおり洞爺福祉バスの分であり、10月から来年3月分までの半年間分を減額したものでございます。

その下、巡回バス運行業務委託料、これにつきましても半年分、10月から3月分を減額補正しているところであります。

それから、2目の老人福祉費、13節委託料、これは高齢者バスの運行業務委託料でございます、花和経由の福祉バスでございますが、単純にここでは10月から3月分までの半年間分の減額ではございますけれども、松の湯の代替バスが含まれていますことから、単純に半額とはならない計算となっております。松の湯の代替バスについては、ここの老人福祉費委託料の中でまた半年間分は残しているというようなことでございます。

議長（千葉 薫君） 八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 広域連合の訴訟の件でございます。

まず、一つお断りしておきたいと思えますのは、無効確認訴訟の判決結果の評価でございます。これにつきましては、私ども判断しているのは裁判書においては無効であるかないかを確認しても、判決を出してもこれによって問題の本質的解決につながらないということから却下ということで、いわゆる中身に入って議論したわけではなくて、そういう判断もいただきましたので、今回につきましては問題の本質的を解決を果たすために、やはり25年度以降の保守管理費、前段で特定目的会社、三井造船、日鋼が提示した金額、これと相当乖

離がありますものですから、それについては改めて25年度分の私どもが事前に入札のときに三井造船さん、日光さんからいただいているその金額と大幅な乖離があるものですから、そこについては私どもはそれは損害を被ったという観点に立って、改めて損害賠償請求を提起することによりまして、裁判所において、これがゼロになるか100になるか、50・50になるか、これはわかりません。やってみないとわからないというところがありますけれども、裁判所において適正に判断していただけるということから、今回、損害賠償事件として請求をしております、先ほどから問題になっていきます無効確認請求訴訟については、そういう経緯の中で一審、二審の判決も出るようでございますけれども、二審につきましては1回の口頭弁論で結審して、判決を言い渡すという予定でございますので、ここで勝手な想像は言えませんけれども、まず非常に難しい状況にあるということは事実でございますので、改めてそういう損害賠償請求という25年度に被った損害賠償、これを裁判所に提起することによりまして、裁判所の判断をいただくと。それを受けて私どもは今後、考え方を広域連合の中で相談しながらやっていくという形になろうかと思えます。

議長（千葉 薫君） 沼田議員。

11番（沼田松夫君） これまでにしておきますが、もう少しわかりやすく、ひとつ運営をできるようにしてもらいたいのと、一方的にこういうことを連合中一人がやるようなことにならないような連合のシステムにしていただければなというふうに思っております。

私はこの点については、全然、納得できません。ありがとうございました。

議長（千葉 薫君） ほかに質疑を受けます。

3番松井議員。

3番（松井保明君） ページ数は9ページの真ん中に第9款のところに消防費あります。これで消防費ということは、支出の面で大きく分けて二つに分かれています。

その前段で、いわゆる起債を起こしているわけです、1,900万円。この、まず起債の要件というのはどういう要件で起債を起こされるのか、単なる財政不足というだけのものなのか、事業を取り組むための起債なのか、その辺、起債の内容と許認可される、認可される要件、これを最初に聞きたいと思えます。

議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

税務財政課長（伊藤里志君） ここで1,920万円という起債を借りています。

これにつきましては、合併以来、一度も発行したことの無い、今回、合併特例債ということで、これを実施設計の中で活用させていただきまして、来年度の事業も合併特例債を活用するというので、ここで計上をしております。

それで、合併特例債につきましては、充当率が95、交付税算入後年度以降の交付税算入につきましては、元利償還金の7割が交付税で算入されるということになっております。

以上です。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） そうすると今度は戻りますけれども、9ページの真ん中にある消防費

の中の消防費、これは二つに分かれて、一つは負担金組合に対する、もう1点は地域コミュニティ・FM支局の負担金ということになると、今、起債を起している要件からいくと、この1,900万円が財源の内訳の中に1,900万円というのが地方債として入っているわけなので、

ですから、1,900万円の財源を確保したけれども、その中身が今言うように来年の過疎債が云々とか、整備とかという中で、単なるここでいうと組合の負担金に圧倒的に2,100万とられてしまって、どういうことなのかなと。

何かちょっと聞いていると意味が理解できないのです、その辺が。最近、起債は起こしたけれども、単なるコミュニティと組合の負担金で終わらせてしまうのかということで、ちょっともう一度、説明してほしいです。

議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

税務財政課長（伊藤里志君） この事業におきましては、西胆振消防組合が事業主体でございます。

それで、町のほうとしては西胆振消防組合に実施設計分を負担をすると、その財源として合併特例債を活用するというものでございます。

議長（千葉 薫君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

まず、反対者からの発言を許します。

4番、立野議員。

4番（立野広志君） 法としては成立してはいますけれども、その中身についてやはりきちんと指摘をしなければならないというふうに重要な内容でありますと思います。

今回の議案の第44号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第6号）ですが、特にこの社会保障税番号制度システム整備にかかわる予算措置が含まれていることを問題にし、これに対する反対の討論を行いたいと思います。

まず、この社会保障税番号制度システムの整備事業費、歳入部分では1,767万8,000円、そしてシステムの導入の関係での費用システムもこれに盛り込まれているわけではありますけれども、これまでマイナンバー法導入というのは、先ほども指摘しましたが、前政権、民主、自民、公明の合意に加えて、そして経団連からも求められていたわけであります。

これは、消費税と社会保障の一体改革関連法の一つとして野田内閣が国会に提出したわけですが、国会が解散になったその後、さらに今度13年5月には、マイナンバー法が成立、そして15年10月からは国民にこのマイナンバー起債の通知カードを送付して、16年1月に利用開始をするというふうになっています。

国は、国民一人一人に顔写真入りのカードに番号をつけ、社会保障でいえば年金、労働、

福祉や医療、その他、そしてまた税、災害対策の3分野において、各関係機関が相互に情報、連携、活用するのだとってこれを通したわけですけれども、これまでこの年金、医療、介護など、制度ごとに違う番号で管理運営している一人一人の個人情報全てを一元的に管理統制すること自体が大きな問題です。

秘密保護法の審議の中でも、このことが取り上げられた際、適正評価の調査に利用されるということ、その危険性も明らかになりました。しかも、マイナンバーは行政機関のみならず、民間企業での利用、あるいは金融機関にも広げるものとなっています。

個人情報の漏洩などの大問題が発生して多発し、重大なプライバシー侵害の可能性もあります。先行して実施した国々でも今、大きな社会問題になっています。

幾つか例を挙げますと、例えばイギリスは国民IDカード法ということを成立しているのですが、人権侵害への危険があることや巨費が浪費される恐れがあるとして、これが廃止されました。

アメリカでは、社会保障番号の流出、そして不正使用による弊害が年間20万件を超えると報告され、これも見直しされています。

韓国では最近の4年間で延べ1億2,000万人分が漏洩し、情報も売買され大問題になっています。

スウェーデンでは、成り済ましの横行、犯罪の温床になり見直しされています。ドイツでも、行政機関の番号使用を規制するなど、極めて限定的な運用などとなっています。

ですから、現時点では完全に個人情報を守る効果的なシステムは確立されていないという状況です。そしてまた、民間企業の中でも、これまで個人情報の漏洩は後を絶っていません。

最近の一部の事件を紹介しますと、2006年は富士ゼロックス被害で400万人、そして現員、関係者の不正行為が行われています。日産でも、538万人の名簿流出、三菱UFJでも56万人の紛失、2007年にはアメリカンファミリー生命15万人の盗難、日本電子計算機でも1万5,000人分のウイルス感染、2008年では個人病院で1万8,000人分が外部に持ち出しされています。

2010年のユニットコム25万人の不正アクセス、百貨店46万人分の外部持ち出し、2011年はソニーで延べ1億261万円の不正アクセス、セガ129万人の不正アクセス、2012年にはベクターというところで26万人の不正アクセス、2013年にはYahoo! ジャパンでも2,200万人不正アクセス、最近ではよくご存じのベネッセ、これは2,070万人の名簿が外部に持ち出しされており、外部業者がそれをまた買うというような状況出ています。

しかも、名簿管理業者を例えばこれはベネッセが実施していたと同様に、今回のものも外部委託することを可能にしているのです。

ですから、外部委託も可能し、さらに再委託まで認めている、これは政府のホームページのQ & Aの中にも出ています。大多数の国民が、そういう意味で言えば不安を表明しておりますし、先ほど指摘しましたが、日本弁護士連合会なども国民一人一人に業務分野を超えた共通番号を割り振るなど、個人の事故情報コントロール権を侵害する番号制の導入を行わな

いこという決議も上げています。

このように、情報漏洩やプライバシーの侵害問題をきちんと解決できないまま、この法律が成立し、そして今、当町ではまさにこれが予算化され、実施されようとしている、このように問題の多い、そして住民には不利益しかもたらさないこのナンバー制の導入にかかわる今回の補正予算については反対いたします。

議長（千葉 薫君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。ありますか。

3番松井議員。

3番（松井保明君） 長々討論するつもりはございません。今の番号制の問題を一つとっても、これは法律が決まってしまって、それに添って地方自治体がやるという、これは義務的なものがあります。

しかし、法律というのは必ずしも全国民平等にそれに恩恵を受けるという保証は一つもないわけです。業種によっては、その条例なり、町の条例なり、場合によっては法律がつくられたり、規制されたことによって大変、厳しい状況に置かれる方もいますし、また規制緩和という法律でもって大型店含めて、大きな店がどんどん地方に入ってきて、そして小売店が大きな打撃を受けたと、これもまた法のしたにあるわけです。

しかし、この番号制というのは国が単なる戦前のような一人の個人を縛るということではなくて、いわゆる効率というのですか、行政の中でこれだけいろいろな複雑化していく中で効率化を上げていくという目標のもとにつくられた制度だと思います。

一つの例を挙げると、認知症になって徘徊されたお年寄りがいまだに自分の家族に帰れないと、こういった高齢者がもしどこかに、単純にいうと着ているもののどこかにもし番号をつけていたら、当然、自宅に帰せられたものだと思うのです。それに、こういうものは悪用しようと思ったら幾らでも悪用できるし、もしこれが住民や国民のために有効に生かされるといふものであれば、やはり民主主義の社会ですから賛成していかねばならないと思います。

要するに、私はこれらが立野議員が心配されるような秘密漏洩、個人情報への漏れということに相当危惧されていますけれども、私どもは地方自治体の中のいわゆる洞爺湖真屋町政の下にいる職員のもとで頑張っている職員を信頼し、かつそういうことの事件が起きないことを期待しながら、この提案について賛成するものであります。

議長（千葉 薫君） これで討論を終わりたいと思いますが、よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） これで討論を終わります。

これから、議案第44号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（千葉 薫君） 起立多数です。

したがって、議案第44号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

ここで、休憩に入ります。
再開を2時45分とします。

(午後 2時33分)

議長(千葉 薫君) 再開をいたします。

(午後 2時45分)

議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(千葉 薫君) 日程第11、議案第45号平成26年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長(八木橋 隆君) 議案第45号平成26年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でございます。

平成26年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳出予算の補正でございます。今回の補正予算につきましては、歳入は予算の組みかえでございまして、歳出のみの補正でございます。

それでは、事項別明細書の3ページ、歳入でございます。

8款繰入金でございますが、普通交付税措置額の確定による予算の組みかえでございまして、4目財政安定化支援事業繰入金を減額して、5目その他一般会計繰入金を増額するものでございます。

次のページ、歳出でございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金でございます。109万円の増額でございます。退職医療交付金の確定から、過年度精算による償還金の増額でございます。

12款予備費でございます。109万円の減額でございます。

以上でございます、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長(千葉 薫君) 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(千葉 薫君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これから、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(千葉 薫君) 討論なしと認めます。

これから、議案第45号平成26年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号平成26年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（千葉 薫君） 日程第12、議案第46号平成26年度虻田郡洞爺湖町公共水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第46号平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

今回の補正予算につきましては、歳出のみの補正でございます。

それでは、事項別明細書の2ページ、歳出でございます。

1款公共下水道費、1項下水道管理費、1目一般管理費でございます。523万4,000円の増額でございます。消費税の確定により、増額するものでございます。

3款予備費でございます。523万4,000円の減額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（千葉 薫君） 日程第13、議案第47号平成26年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第47号平成26年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成26年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ81万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,806万1,000円とするものがございます。

それでは、事項別明細書の3ページ、歳入でございます。

6款繰入金、2項基金繰入金、1目介護保険給付費支払い準備基金繰入金でございます。81万3,000円の増額でございます。過年度精算による国、道支出金の償還金による増額でございます。

次のページ、歳出でございます。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金でございます。81万3,000円の増額でございます。過年度精算による国、道支出金の償還金の増額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号平成26年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号平成26年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（千葉 薫君） 日程第14、議案第48号平成26年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第48号平成26年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成26年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

今回の補正予算につきましては、歳出のみの補正でございます。

それでは、事項別明細書、2ページでございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。59万9,000円の増額でございます。消費税の確定により増額するものでございます。

4款予備費でございます。59万9,000円を減額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号平成26年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号平成26年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

認定第1号から認定第7号まで一括上程、説明、委員会付託

議長（千葉 薫君） 日程第15、認定第1号平成25年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定についてから、認定第7号平成25年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてまでを一括して議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 認定第1号平成25年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成25年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して、議会の認定に付するものでございます。

次のページでございます。認定第2号でございます。平成25年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して、議会の認定に付するものでございます。

認定第3号平成25年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して、議会の認定に付するものでございます。

次のページでございます。認定第4号平成25年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して、議会の認定に付するものでございます。

次に、認定第5号平成25年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して、議会の認定に付するものでございます。

次のページでございます。認定第6号平成25年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して、議会の認定に付するものでございます。

次に、認定第7号平成25年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

でございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して、議会の認定に付するものでございます。

ここで、各会計の決算の概要についてご説明申し上げます。

初めに、水道事業会計でございます。

収益的収支につきましては、収入1億9,757万6,000円、支出1億9,095万9,000円で、当年度純利益は661万7,000円となっております。また、資本的収支につきましては収入4,063万6,000円、支出7,906万6,000円でございます。不足額3,843万円は、過年度損益勘定留保資金で補填をしております。

次に、一般会計でございます。歳入総額75億1,620万2,000円、歳出総額73億2,588万7,000円で、歳入歳出差引額は1億9,031万5,000円でございます。

翌年度に繰り越すべき財源381万3,000円を除く実質収支額は1億8,650万2,000円でございます。

次に、国民健康保険特別会計でございます。歳入総額16億2,363万2,000円、歳出総額16億1,309万9,000円で、実質収支額は1,053万3,000円でございます。

次に、公共下水道事業特別会計でございます。歳入総額7億8,078万4,000円、歳出総額7億7,555万5,000円で、実質収支額は522万9,000円でございます。

次に、介護保険特別会計でございます。歳入総額9億7,058万7,000円、歳出総額9億7,388万5,000円で、歳入歳出差し引き、歳入不足額は329万8,000円でございます。当該不足額につきましては、翌年度繰上充用金により補填をしたところでございます。

次に、簡易水道事業特別会計でございます。歳入総額8,184万5,000円、歳出総額7,896万4,000円で、実質収支額は288万1,000円でございます。

最後に、後期高齢者医療特別会計でございます。歳入総額1億5,006万円、歳出総額1億4,443万8,000円で、実質収支額は562万2,000円でございます。

なお、成果説明など、決算の詳細につきましては、この後、開催されます決算特別委員会におきまして、担当課長よりご説明を申し上げます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

ここでお諮りいたします。

本件については、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件の各会計決算の認定につきましては、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましてお諮りいたします。

委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により議長が指名することになりますが、議長並びに監査委員を除く全議員12名による特別委員会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議長並びに監査委員を除く12名による決算特別委員会とすることに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

早速、特別委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。

（午後 3時00分）

議長（千葉 薫君） それでは、再開をいたします。

（午後 3時07分）

議長（千葉 薫君） ただいま、決算特別委員会が開催され、正副委員長が決定しましたのでご報告いたします。

決算特別委員会委員長には、七戸委員、副委員長には下道委員が選出されました。

散会の宣告

議長（千葉 薫君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時09分）